

ラオス人民民主共和国

平和 独立 民主 統一 繁栄

国民議会

第13号/国民議会

ヴィエンチャン首都, 2012年7月4日

民事訴訟法 (改正)

第1編 総則

第1条 (改訂) 目的

この法律は、民事、商事、家事、少年及び労働に関する紛争及び請求を、事実に則し、また法律及び正義に照らして詳細且つ正確に解決し、もって社会経済体制を維持し、国家、組織及び企業の財産を保護し、社会及び当事者の法律上の権利及び利益を保護し、法律違反の減少、撲滅を促進し、法律を厳格に尊重、遵守する為の訓練を提供し、社会経済体制を発展させる役割を担うべく、原則、規制及び手段を明確にするものである。

第2条 (改訂) 民事訴訟

民事事件とは、物、金員、金又は知的財産などの財産的關係及び名前、氏、尊厳などの非財産的な人的關係を巡る紛争である。

民事訴訟とは、規則法律に従い、民事、商事、家事、少年、労働、その他の紛争に関する訴え及び非訟申立を審理し、解決するために、裁判所及び手続参加者が行う活動である。

民事訴訟には商事、家事、少年及び労働事件がある。

第3条 (改訂) 定義

この法律で以下使用される用語は、次のように定義される。

- 訴えとは、民事、商事、家事、少年及び労働事件に関する紛争を審理し、解決することを裁判所に求める申立である
- 非訟申立とは、紛争になっていない問題について審理し、認定、確認又は宣告を行うことを裁判所に求める申立であり、例えば失踪の認定、土地登記証紛失の確認又は死亡の宣告などである
- 反論とは、開廷前の手続段階において、一方当事者が他方当事者の請求又は証拠に対して行う説明である
- 弁論とは、法廷において、一方当事者が他方当事者の請求又は証拠に対して行う説明である
- 取調べとは、裁判所が開廷前に行う質問又は証言の取得である
- 証言とは、当事者及び関係者に対する証言録取によって得られる情報である
- 尋問とは、法廷において合議体によってなされる質問である
- 決定とは、裁判文書であって、命令、処分、第一審判決

又は上訴審判決がある

9. 命令とは、訴訟手続上の裁判所の決定の一つであり、例えば、[一時的] 押収又は[仮] 差押命令、事件の却下命令、裁判所の調停調書の執行命令などがある

10. 処分とは、訴訟手続上の裁判所の決定の一つであり、例えば裁判所又は裁判部の権限(管轄)に関する処分、検討のための事件受理の拒否[に関する処分]、死刑判決[に関する処分]などがある

11. 第一審判決とは、第一審判決裁判所による決定の一つである

12. 上訴審判決とは、控訴審又は破棄審判決裁判所による決定の一つである

13. 控訴とは、第一審裁判所の命令、処分又は判決に対して控訴を求める申立を予約し又は申立書を提出することである

14. 控訴申立書とは、当事者又は第三者が、第一審裁判所の命令、処分又は判決に対して満足しない理由を述べる申立書である

15. 破棄申立とは、控訴審裁判所の命令、処分又は判決に対して破棄を求める申立を予約し又は申立書を提出することである

16. 破棄申立書とは、当事者又は第三者が、控訴審裁判所の命令、処分又は判決に対して満足しない法律上の理由を述べる申立書である

17. 確定判決とは、控訴申立、破棄申立若しくは検察による異議申立をされず、又は期間経過後に控訴申立、破棄申立若しくは検察による異議申立をされた第一審判決及び上訴審判決並びにこの法律に定めるところに従ってなされた破棄審判決である

18. 物の[一時的] 押収とは、裁判所の命令によって、事件に係る動産を持ってきて証拠物とすることである

19. 物の[仮] 差押えとは、裁判所の命令によって、事件に係る動産又は不動産について、売買、譲渡、移転、交換、質入れ、担保提供、付合、修理、棄損変更及びその他を禁止することであり、銀行の預金通帳に対するものを含む

20. 移動の制限とは、裁判所の命令によって、当事者に特定の地域から出入りするを禁じ又は出国を禁じることである

21. 召喚状とは、原告、被告、第三者及びその他の参加者を裁判所に呼び出す裁判所の書状である

民事訴訟法

22. 招聘状とは、各人民検察院、組織又は企業の代表者を招聘して裁判所の事件手続に参加させる裁判所の書状である

23. その他の裁判書類とは、訴訟手続に係る書類であって、例えば、連行状、期日の記録、証言録取記録などである

24. 当事者の情報とは、原告及び被告の名前、氏、年齢、職業及び住所である

25. 包括的とは、訴訟手続において、原告の訴え、被告の答弁又は反訴にかかる証拠及び第三者にかかる証拠を全て検討しなければならないことをいう

26. 完全とは、事件に係る出来事全ての情報、証拠が収集されることをいう

27. 客観的とは、訴訟手続が、情報、証拠、法及び正義に基づいていなければならないことをいう

第4条（新設） 民事訴訟手続に関する政策

国は、事件の審理、判決が適正且つ公正に行われるべく、政策を決定し、規則を定め、訴訟手続に使う人員、車両及び機材のための予算を確保し、もって民事訴訟手続の諸活動に向けた便宜のための条件を整える。

国は、人民に法律を知らしめ、理解させ、その普及及び教育訓練を促進し、もって人民が司法制度にアクセスする前提条件を為すとともに、訴訟手続の中で当事者がその権利行使及び義務履行を適正に行うようにさせる。

第5条（新設） 保護

裁判官、その他の裁判所職員に加え、訴訟手続に参加する者は、法令によって、自身の又は家族の生命、健康、名誉尊厳、財産に対する脅威から保護されなければならない。

第6条（新設） この法律の適用範囲

この法律は、ラオス人民民主共和国の領土内におけるラオス国民、外国人、永住外国人及び無国籍者の紛争、ラオス人民民主共和国の領土外におけるラオス国民同士の紛争並びにラオス人民民主共和国の司法制度に則って解決することを契約で定めた外国人同士の紛争に係る民事、商事、家事、少年及び労働事件の手続に適用する

第7条（新設） 国際協力

国は、ラオス人民民主共和国が締結、加盟する国際協定及び条約に従って経験、情報、技術を交換して裁判官の知識、能力を向上させることを通じて、民事訴訟手続の分野において外国、地域及び国際社会との関係、協力を促進する。

第II編

民事訴訟手続の基本原則

第8条（新設） 民事訴訟手続の基本原則

民事訴訟手続は以下の基本原則に従って行われなければならない。

- －事件の審理判決における裁判所の権限と責務－法及び裁判所の前における当事者の平等
- －反論及び弁論
- －合議体による事件審理－裁判官の独立
- －訴訟手続で使用される言語－法廷における尋問手続
- －同一事件の審理に参加することの禁止－包括的、完全、客観的な訴訟手続－調停
- －回避及び忌避の申立
- －訴状又は非訟申立書にかかる審理の範囲

第9条（改訂） 事件の審理判決における裁判所の権限と責務

厳格に法律を尊重しつつ事件を審理し判決を行う権限は、人民裁判所のみが有する。

この法律の165条に規定する事由があるときは、裁判所は調停を行い又は情報、証拠を収集、精査、吟味及び評価したうえで審理判決を行う責務を有する。

第10条（改訂） 法及び裁判所の前における当事者の平等
民事訴訟手続は、ラオス人、外国人、永住外国人及び無国籍者に対して、性別、人種、民族、社会的経済的地位、言語、教育水準、職業、信条、居住地及びその他の要因にかかわらず、法及び裁判所の前において平等に行われなければならない。

人民裁判所は、事件の判決が事実と法に照らし適正なものとなることを確保すべく、ラオス人、外国人、永住外国人及び無国籍者が、とりわけ事件当事者が、裁判所に対して包括的且つ完全に情報、証拠を申し出、提出することで、訴訟遂行の平等を実現するように便宜を図る。

第11条（新設） 反論及び弁論

訴訟手続中、裁判所は、両当事者に対して、自らの主張について意見を述べ、説明を行い又は他方当事者の証拠に対して反論することを保証しなければならない。

合議体による尋問手続において、[合議体は]当事者が証拠を申し出、自身の証拠について説明し又は相手方の証拠に対して弁論することを保証しなければならない。

第12条（改訂） 合議体による事件審理

最高人民裁判所、地域高等人民裁判所、県、首都人民裁判所並びに地区（ケート）人民裁判所の合議体は、3名の裁判官で構成し、うち1名が裁判長、残りの2名が陪席となる。

合議体は事件の審理判決において公平でなくてはならない。合議体の合意は多数決によらなければならない。

第13条（改訂） 裁判官の独立

事件の尋問手続及び判決の宣告において、裁判官は独立し、法律のみに従ってこれを行う。

第14条（改訂） 訴訟手続で使用される言語訴訟手続にはラオ語を使用する。

訴訟手続の参加者でラオ語に通じない者は、通訳を通じて母語又は第三国語を使用する権利を有する。

第15条（改訂） 法廷における尋問手続

尋問手続は公開で行われなければならない。但し、国家又は社会の秘密に関する事件、例えば夫婦の私生活に影響するような家族関係、少年事件などは、非公開で行わなければならない。

判決の言い渡しは、事件を問わず、公開で行わなければならない。

第16条（改訂） 同一事件の審理に参加することの禁止

事件の審理判決に一度加わった裁判官が、当該事件について、二度目として再び審理判決に加わることは、審級を問わず禁止される。但し、法律に別段の定めがある場合又は上訴審判決が指示する場合はこの限りでない。

第17条（改訂） 包括的、完全、客観的な訴訟手続

裁判所は、事件に関係する情報、証拠が包括的、完全且つ客観的に収集され、事件に関する出来事及び争点が明確となり、判決が適正且つ公正なものとなることを確実にするために、法に定められた各種措置を執らなければならない。

裁判所は、訴訟を遂行し、証拠を提出するうえでの当事者の権利義務を告知し、当事者が法律の定めるところに従って行動するよう指導しなければならない。

第18条（新設） 調停

裁判所は、訴訟手続のいかなる段階及び審級においても、両当事者が平和的に合意に達することのできる条件及び方法を模索し、当事者間の調停を試みる義務及び責任を有する。

第19条（改訂） 回避及び忌避の申立

裁判官、各人民検察院の長若しくはその委任を受けた者、書記官、鑑定人又は通訳であって、当事者のいずれかと親戚である者、利益を共有する者又は紛争を抱える者は、当該訴訟手続から離脱すべく回避を求めなければならない。これらの者が回避しないときは、当事者は、その者を訴訟手続から排除すべく忌避を求める権利を有する。

第20条（新設） 訴状又は非訟申立書にかかる審理の範囲
裁判部は、原告、被告又は第三者の訴え、反訴又は非訟申立を審理しなければならない。

原告、被告又は第三者が訴え、反訴し又は非訟申立をしない事項については、裁判部は審理判決を行うことはできない。

但し、国家、社会及び少年の利益に関する事件はこの限りでない。

第三編

訴訟手続における裁判所の権限及び責務

第1章

訴訟手続における各審級の人民裁判所の権限及び責務

第21条（新設） 地区人民裁判所の権限及び責務

地区人民裁判所は訴訟手続において以下の権限及び責務を有する。

1. 事件において、主として当事者を教育し、調停すること
2. 第一審として事件を審理し第一審判決を行うこと
— 訴額のある民事事件、労働事件及び夫婦の共有財産、負債が関係する夫婦関係については、„Kip”を超えてはならない
— 商事事件及び少年事件以外の訴額のない事件— 法律が定めるその他の事件
3. 第一審として命令、処分又は第一審判決を出すこと
4. 自らの管轄にある事件が、重要性が高く、特別に難しいと思われた場合に、その裁判所長の許可を得て、県、首都人民裁判所に送致すること
5. 命令、処分及び第一審判決であって確定したものは事件記録とともに、また仮執行命令付第一審判決はそのまま、これらを判決執行ユニットに送付すること
6. 命令、処分及び第一審判決を、審査のために上級裁判所及び地区検察院に送付すること並びに周知、履行のために関係機関に送付すること

第22条（新設） 県、首都人民裁判所の権限及び責務

県、首都人民裁判所は訴訟手続において以下の権限及び責務を有する。

1. 訴額が„Kip”を超える事件及び地区人民裁判所の管轄のない事件を第一審として審理、判決すること
2. 訴訟手続に関して命令、処分を出すこと
3. 事件において当事者を教育し、調停すること
4. 命令、処分及び事件であって地区人民裁判所が判決を行い、当事者から控訴され又は地区若しくは県、首都人民検察院の長が異議を申し立てたものについて、控訴審として審理、上訴審判決を行うこと
5. 裁判官会議の処分に従い、重要性が高く、特別に難しいと思われる事件を地区人民裁判所から受けとって第一審として自ら審理、第一審判決を行うこと
6. 確定した命令、処分、第一審判決及び上訴審判決で確定したものは事件記録とともに、また仮執行命令付第一審判決若しくは上訴審判決はそのまま、これらを判決執行局又はユニットに送付すること
7. 命令、処分、第一審判決及び上訴審判決を、審査のた

民事訴訟法

めに上級裁判所及び県、首都検察院に送付すること並びに周知、履行のために関係機関に送付すること

8. 外国の裁判又は仲裁判断について、その承認を検討、判決すること

9. その他法律で定める事件

第23条（新設） 地域人民裁判所の権限及び責務

地域人民裁判所は訴訟手続において以下の権限及び責務を有する。

1. 県、首都人民裁判所の命令、処分及び第一審判決であって、当事者から控訴され又は県、首都若しくは地域人民検察院の長が異議を申し立てたものについて、控訴審として審理を行うこと

2. 県、首都人民裁判所の命令、処分及び上訴審判決であって、当事者から破棄申立され又は控訴審に対応する県、首都又は地域検察院の長が異議を申し立てたものについて、法律に従って破棄審として審理を行うこと

3. 訴訟手続に関して命令、処分を出すこと

4. 控訴審の命令、処分又は上訴審判決であって確定したものを、判決執行局に送付させるべく、事件記録とともに県、首都裁判所に送付すること

5. 破棄審の命令、処分又は上訴審判決を当事者に読み聞かせ、その後、事件記録及び仮執行命令付上訴審判決を判決執行局又はユニットに送付させるべく地区裁判所に送付すること

6. 命令、処分及び上訴審判決を、審査のために最高人民裁判所、地域検察院に送付すること及び周知、履行のために関係機関に送付すること

第24条（新設） 最高人民裁判所の権限及び責務

最高人民裁判所は訴訟手続において以下の権限及び責務を有する。

1. 地域人民裁判所の命令、処分及び上訴審判決であって、当事者から破棄申立され又は最高人民検察院の長が異議を申し立てたものについて、法律に従って破棄審として審理を行うこと

2. 確定した裁判所の命令、処分、第一審判決及び上訴審判決について、最高検察院の再審申立に応じて再審の審理を行うこと

3. 訴訟手続に関して命令、処分を出すこと

第25条（改訂） 土地管轄

出来事若しくは紛争の生じた地、主要な財産の所在する地又は被告が所在し若しくは住所とする地の人民裁判所が判決を行う管轄を有する。

第26条（改訂） 裁判管轄を巡る争い

事件の審理を行う管轄について、裁判所の間で、いずれかの裁判所に事件の審理を行う管轄がある又はないとして争い

があるときは、訴状を受理した人民裁判所は、最高人民裁判所に対して、当該管轄に関して検討、処分を行うよう申し出る。

第27条（改訂） 裁判部の管轄を巡る争い

事件の審理を行う管轄について、裁判部の間で争いがあるときは、当該人民裁判所の所長が当該管轄に関して検討、処分を行い、しかる後に当該事件を取り消して事件係属簿から抜き出し、併せて、当該事件を移動して新たな裁判部で事件係属させる。

第28条（新設） 他の裁判所に手続をさせるための事件の移送

いずれかの人民裁判所で訴訟手続を開始した後に、当該事件が自身の管轄にないことが分かったときは、当該裁判所は、処分によって、法令に定めるところにより当該事件の手続を行う管轄のある他の裁判所に当該事件を移送し、併せて、当事者に通知して知らしめ、当該事件を取り消して事件係属簿から抜き出し、しかる後に、管轄のある裁判所に、訴訟費用及び預入金を事件記録とともに送付する。

事件の移送を受けた裁判所がこれを受け入れて審理しないときは、事件を移送した裁判所は、処分を出すよう最高人民裁判所の長官に申し出る。

第29条（新設） 訴額のない事件

訴額のない事件とは、民事関係の事件であって、訴えの価額を特定することができないもの、例えば父であることの認知に関する事件、契約の解除又は取消しの申立、土地登記証紛失の確認、土地及び建物からの退去請求などである。

訴額のない事件は、商事事件及び少年事件を除き、地区裁判所の管轄とする。

第30条（新設） 事件の審理判決の期間制限

事件の調査及び判決は、以下の期間内に手続及び検討を完了しなければならない。

1. 第一審は、裁判官が事件記録を受け取った日から9ヶ月の期間内

2. 控訴審は、裁判官が事件記録を受け取った日から4ヶ月の期間内

3. 破棄審は、裁判官が事件記録を受け取った日から3ヶ月、再審については2ヶ月の期間内

上記期間内に審理、判決を完了できない場合は、その事件を担当する裁判官は、調査及び判決の期間延長命令を検討、発出してもらうべく、その裁判所の所長に申し出るものとするが、その延長期間は、その裁判所の裁判官会議で事件が難解複雑であると判断された場合を除いて、3ヶ月を超えることができない。

訴訟手続の停止及び延期は事件の調査期間に含めない。

第2章 民事部の管轄

第31条（改訂） 訴えの審理に関する民事部の管轄

民事部は以下の事件について審理判決を行う管轄を有する。

1. 所有権及び遺産に関する紛争
2. この法律の37条に規定する商事の紛争を除く、民事法律関係に関する紛争
3. 損害賠償の請求に関する紛争
4. 行政関係に関する紛争

第32条 行政事件

刑事上の違法行為にあたらぬ行政関係に関する事件であって、裁判所が審理、判決するものは以下のとおりである。

1. 選挙人名簿の記載上の誤りに関する事件であって、選挙委員会が解決できないもの
2. 行政組織の公務員の行為であって、罰金、所得税の不適切な徴収及びその他に関する事件
3. 不適切な財産の没収に関する事件
4. その他の行政上の誤りに関する事件

第33条（新設） 非訟申立の審理に関する民事部の管轄
民事部は以下に関して審理判決を行う管轄を有する。

1. 財産又は遺産の管理人について裁判所に検討、任命を求める非訟申立
2. 土地登記証紛失の確認について裁判所に審理、判決を求める非訟申立
3. 財産の収容を求める非訟申立、例えば所有者のない物、遺失物の拾得、高価な物又は考古物の発見など
4. 民事事件に関する外国の判決又は仲裁判断について裁判所に検討、承認を求める非訟申立
5. その他の民事事件に関する非訟申立

第3章 労働部の管轄

第34条 労働事件

労働に関する事件は、労働管理当局又は労働に関する紛争解決委員会が解決できないときのみ、裁判所が審理判決を行うものであり、以下がある。

1. 労働契約に関する紛争
2. 違法な労働契約の解除に起因する補償金に関する紛争
3. 労働事故又は職業上の疾病に起因する損害賠償の請求に関する紛争
4. 労働者の月給又は賃金に関する紛争
5. 労働に関するその他の紛争

第35条（新設） 労働に関する紛争解決

労働者と使用者の間の法律上の又は利益に関する紛争は、労働法、労働組合法、各作業場の内部規則及び労働規則に従っ

て、両当事者又は代理人が参加して適正に検討、解決する。両当事者が全体について又は一部について合意に達することができたときは、記録を作成し、両当事者と証人が承諾、周知のために署名し、しかる後に、署名した日から5日以内に当該記録を履行のために対応するレベルの労働組合、労働管理当局に送付する。

労働者及び使用者が記録に従って履行しないときは、労働法に従って、労働管理当局に対して解決を求める権利を有する。

労働管理当局が、15日以内に解決することができない又は一部しか解決できないときは、満足しない当事者は人民裁判所に審理、判決を求めて訴状を提出する権利を有する。

第36条（新設） 労働事件の手続

人民裁判所は、労働に関する紛争を、法律の手続に沿って調査、調停及び判決に付する。

第4章 商事部の管轄

第37条（改訂） 訴えの審理に関する商事部の管轄

商事部は以下の事件について審理、判決を行う管轄を有する。

1. パートナーシップ契約
2. 営業、商事又は商事文書にかかる契約、例えば債務弁済契約書、為替手形、小切手など
3. 商事金銭消費貸借契約
4. 企業の破産及び精算
5. 商品の輸出入、保険
6. 著作権、商標、特許などの知的財産の侵害及び知的財産法が定めるその他の不公平な競争をもたらす行為に関する紛争及び訴え

第38条（新設） 非訟申立の審理に関する商事部の管轄
商事部は以下に関して審理、判決を行う管轄を有する。

1. 経済紛争解決委員会の調停合意及び仲裁判断について承認又は強制を求める非訟申立
2. 外国の裁判所若しくは仲裁人の裁判若しくは仲裁判断又は経済紛争解決法に基づく私的な特別商事仲裁廷の仲裁判断について承認又は強制を求める非訟申立
3. 経済紛争解決法及び知的財産法に定めるところに従い、経済紛争解決センター若しくは事務所の仲裁判断又は私的な若しくは特別の商事仲裁廷からの〔一時的〕押収、〔仮〕差押命令の発出又はその他の強制措置を求める非訟申立
4. 解散し又は破産する法人に対して強制措置を執ることを求める非訟申立
5. 知的財産権の保護に関する非訟申立
6. 商事事件に関するその他の非訟申立
知的財産権の保護については特別規則によって定める。

民事訴訟法

第39条 商事部の訴訟手続

県、首都人民裁判所のみが商事事件を第一審として審理する権限を有する。

商事部は、ビジネスの効率性を保証するため、事件を適正、迅速且つ公正に審理し判決する。

商事事件を審理するにあたっては、手続に参加する個人、組織及び企業の秘密を保護しなければならない。

商事事件の手続は、ビジネス、商業、知的財産に関する法律及びその他の法令に加え、国内及び国外の商事慣習にも基づいて行わなければならない。

これら以外にも、商事部は、民事訴訟手続の一般原則にも従わなければならない。

第40条（改訂） 訴えに先立つ請求

裁判所に対する商事事件の訴えに先立ち、債権者は債務者に対する債務の弁済請求、債務の整理又は調停をしなければならず、合意にいたらぬ場合、訴えを提起するとともに、裁判所に対して、債務者にその財産に関する書類又は目録を裁判所に明らかにさせること及び債務の弁済を確保するために財産の〔一時的〕押収、〔仮〕差押命令を出すことを求める。

第41条（改訂） 商事部における当事者の調停

事件について判決を出す前に、商事部は、調停を行い当事者の相互の合意によって紛争を解決する方法を模索しなければならない。

債務の弁済について債権者と債務者の間で合意に至ったときは、速やかに履行命令を出す。債務の弁済は全額一括で行い、全額を一括で払えない場合は分割払いをさせるが、第一回目の支払いで、最低でも全債務額の三分の一以上を支払わなければならない。但しお互いの合意がある場合はこの限りでない。

第42条（改訂） 経済紛争解決委員会による解決の検討

調停調書、仲裁前の当事者間の合意書及び仲裁廷の仲裁判決等の経済紛争解決委員会の解決の結果であって、当事者の履行を得られないものについては、当事者は裁判所に審理を求めて非訟申立をする権利を有する。

当事者からの非訟申立書を受理したときは、人民裁判所は、非訟申立書を受理した日から15日以内に検討のうえ処分を出さなくてはならない。

処分を出すことを検討するにあたって、人民裁判所は、当該経済紛争解決手続が法令及びラオス人民民主共和国の加盟する条約に照らして適切に行われたか、国家の安寧、社会及び環境の平穩に抵触しないかを審査しなければならない。適切であると判断されたときは、人民裁判所は執行のための処分を出さなければならない。人民裁判所の処分は、直ちに履行を強制する効力を有し、控訴することはできない。

以下に例示するような理由で、人民裁判所において経済紛争

解決の結果が法令に違反すると判断したときは、人民裁判所は承認の処分を下さない。

1. 当事者のいずれかに行為能力がない
 2. 当該紛争解決の結果が、解決のために準拠した法律又はラオス人民民主共和国の法律に抵触する
 3. 経済紛争解決法に定めるところに従い、当事者が仲裁廷の仲裁判断に異議を申し立てている
 4. 仲裁判断が、当事者への強制力がない若しくは取り下げられた、裁判所によって停止された又は当該仲裁判断を行った国の法律に沿っていない
 5. ラオス人民民主共和国の法律の下では、経済紛争解決組織において解決することができない紛争である
- 当事者は、合意して再度経済紛争解決センター又は事務所において解決を図るか又は法律に基づく検討判決を求めて人民裁判所に訴えを提起する権利を有する。

第43条 商事事件の判決後

商事事件について裁判所が判決を出したあと、控訴又は〔検察による〕異議申立がないときは、当該判決は、しかるべき地の判決執行局に送られ、迅速に執行される。

第5章 家事部の管轄

第44条（改訂） 訴えの審理に関する家事部の管轄

家事部は以下の事件について審理、判決を行う管轄を有する。

1. 夫婦関係、例えば離婚、夫婦の婚姻財産、負債の分割など
2. 子の養育費を請求する訴え
3. 夫婦、父母及び成年に達しているが働く能力を持たない又は精神障害者である子の扶養料を請求する訴え
4. 家族関係、例えば親族であることの確認など
5. 子を監護下に置くことを求める訴え
6. 父、母及び子の権利の剥奪
7. 養子縁組
8. 自らの子であることの認知又は父であることの認知
9. 子どもの利益〔に関する問題〕、例えば氏名の使用、子の国籍等
10. 婚約、結婚申込の不履行、婚前交渉その他に基づく損害賠償

第45条（新設） 非訟申立の審理に関する家事部の管轄
家事部は以下に関して審理を行う管轄を有する。

1. 無効な婚姻の取り消し又は法律に沿っていない婚姻の解除に関する非訟申立
2. 裁判所に協議離婚を確認してもらう非訟申立
3. 協議離婚後の婚姻財産の分割を確認してもらう非訟申立
4. 離婚後の子の監護権を変更することの審理を求める非

訟申立

5. 父又は母の子に対する権利を制限する強制措置を裁判所に求める非訟申立

6. 子の世話養育に関して、離婚後の父又は母に対する強制措置を裁判所に求める非訟申立

7. 家事事件に関するその他の非訟申立

第46条 家事部における当事者の調停

離婚について審理、判決を行うのに先立って、裁判所は、調停を行って、夫婦に仲直りさせるよう努めなければならないが、その際、当事者の両親及び親戚を招き、[これらと]相談し、また[その]協力を得ながら当事者を教育し、もって当事者をしてお互いに理解し、和解し、再び夫婦として一緒にやっていくようにせしめる。

夫婦が仲直りしたときは、裁判所は記録を作成し、離婚の訴えを破棄する。

合意することができないときは、裁判所は、三ヶ月間の熟慮期間を与える。

裁判所が与えた期間に夫婦が仲直りできないときは、裁判所は法律に従って離婚の訴えについて審理、判決を行う。

第47条 婚姻財産の分割及び子の監護

夫婦の婚姻財産の分割は家族法に従って行う。

七歳未満の子がいる離婚の場合、裁判所はその子を母親の下に置く。但し、母親において受け入れないか又は子を養育していく条件に欠けるときはこの限りでない。七歳以上の子については、まずその子の任意の意思を尋ねる。

父も母も子を受け入れないか又は子の養育に適さないときは、裁判所は子を監護養育者となる第三者の下に置くことを検討する。

第48条（改訂） 養育費の検討

子の養育費を求める訴えがある場合で、当該離婚において婚姻財産があるときは、婚姻財産の三分の一を養育費として取り分ける。婚姻財産が子の養育費として足りないときは、家族法に定めるところに従い、子を養育する義務のある者に対して、各子、各月ごとに、その時期の物価水準に基づいて養育費を支払わせる。

婚姻財産がないときは、裁判所は、養育義務を負う側に、国家公務員の最低月給を計算上の基礎としつつ、各子、各月ごとに、その時期の物価水準に基づいた養育費を支払わせる。婚姻財産が、家族の暮らしていた家であるときは、子を引き取る父又は妻が、その家を受け取る優先権を持つ。家の価額が、子の養育義務を負う者が受け入れた負担割合より大きい場合は、家を受け取った者から他方へと、その超える価額を払わせる。

夫又は妻の離婚後の子の養育は家族法に定めるところに従う。

第49条（改訂） 父、母及び子の権利の剥奪

子の父母の権利の剥奪は、母、父、近親者又は各人民検察院の長の申立により、子が18歳の成年に達していない場合に、家族法に定める要件に従って行われる。

子の権利の剥奪については、当該子が18歳の成年に達して且つ不義理である、例えば父母に対して暴力を振るう、脅迫する、裁判所の判決で命じられた父母の扶養の義務を果たさないなどの場合に行われる。

第50条（新設） 家族関係に関する審理

離婚、養子縁組、父であることの認知、父母及び子の扶養養育の義務に関する審理は家族法の定めるところに従い行う。

第6章 少年部の管轄

第51条 訴えの審理に関する少年部の管轄

少年部は以下の事件について審理する管轄を有する。

1. 18歳未満の子どもの行為に基づく損害賠償
2. 子どもの労働
3. 子ども同士の行為
4. 子どもの権利侵害

少年事件の手続中に当該子どもが行為能力を取得し又は18歳に達した場合であっても、当該裁判部は事件が完結するまで審理を続ける。控訴及び破棄申立があった場合は、上級裁判所の少年部が続けて審理を行う管轄を有する。

第52条（新設） 非訟申立の審理に関する少年部の管轄

少年部は以下に関して審理を行う管轄を有する。

1. 未成年後見人選任の審理を求める非訟申立
2. 子どもの監護、教育にかかる強制措置を発することの検討を求める非訟申立
3. 非行少年に対して強制措置を求める非訟申立
4. 子どもの財産の管理人を選任するよう求める非訟申立
5. 子どもの権利及び利益を保護するための強制措置を求める非訟申立
6. 少年事件に関するその他の非訟申立

第53条（改訂） 少年事件の検討

少年事件であって他人に損害を生じさせたものの審理においては、父母又は後見人を、民事上の賠償金について責任を負う者として参加させる。

その他の少年事件の検討については、一般の規則に従うとともに、実際の情報、証拠に基づいて行う。

第IV編

訴訟手続の主体

第1章

訴訟手続に責任を負う者

民事訴訟法

第54条（新設） 人民裁判所において訴訟手続に責任を負う者民事訴訟手続に責任を負う者は以下からなる。

1. 裁判所所長及び副所長ら
2. 裁判部の部長及び副部長
3. 裁判官
4. 裁判官補佐
5. 書記官
6. 技官

第55条（新設） 裁判所所長及び副所長らの権限及び責務訴訟手続において、裁判所所長及び副所長らは、各裁判部において訴訟手続が計画どおり進行するよう監督促進する権限及び責務を有するとともに、人民裁判所法に定めるところに従い、各自の責任の範囲内でその他の権限、責務を果たす。裁判所の所長及び副所長らは、その審級の人民裁判所のいずれの合議体においても裁判長となれる権限を有する。

第56条（新設） 裁判部の部長及び副部長の権限及び責務裁判部の部長は訴訟手続において以下の権限及び責務を有する。

1. 事件記録を審査し、裁判官に渡して調査させる
2. 訴訟手続が迅速に行われるよう監督、確認及び促進する

裁判部の副部長は、裁判部の長が職責を果たすのを補佐する責務を有し、また、裁判部の長の委任に基づき特定の責務を負うこともある。裁判部の長がいない又は支障がある場合は、委任を受けた裁判部の副部長がその責務を代わって果たす。

このほか、裁判部の長及び副部長は、この改正法57条に定めるところに従い、裁判官たる地位に基づく権限及び責務も有する。

第57条（新設） 裁判官の権限及び責務

裁判官は訴訟手続において以下の権限及び責務を有する。

1. 担当する事件の調査計画を定める
2. 配点を受けた事件記録を調査する
3. 裁判官補佐に事件記録を渡し、調査させる
4. 訴訟手続に参加する原告、被告及び第三者の証言を取得する
5. 訴訟手続に参加する者の申し出を聞き、調査する
6. 事件に関係する情報、証拠の収集、例えば情報収集、現場の検証などを行う
7. 命令、処分又は強制措置の発出の調査をする
8. 訴訟手続の停止の裁判について調査をする
9. 訴訟において調停又は当事者の対質を行う
10. 事件の合議体を構成する
11. 当事者又はその他の訴訟手続参加者を来させて証言、説明をさせるべく、書記官をして召喚状を发出させる旨の判

断を行う

12. 担当する事件について第一審判決又は上訴審判決を書く
13. 訴訟手続の業務に関して、育成指導を受け能力を向上させる
14. 自身及び家族の生命、健康、尊厳名誉及び財産に対する脅威から法に従い保護を受ける
15. 法律に定めるところに従い、その他の権利を行使し責務を果たす

第58条（新設） 裁判官補佐の権限及び責務

裁判官補佐は訴訟手続において以下の権限及び責務を有する。

1. 事件記録の調査において裁判官を補佐する
2. 訴訟手続に参加する者から証言を取得するにあたり、裁判官を補佐する
3. 事件に関係する情報、証拠を収集する、例えば情報収集、現場の検証などを行うにあたり裁判官を補佐する
4. 訴訟において行われる調停又は当事者の対質に参加する
5. 裁判官に対して担当する事件を要約して報告する
6. 裁判官が第一審判決及び上訴審判決を書くのを補佐する
7. 訴訟手続の業務及びその他の担当業務に関して、育成指導を受け能力を向上させる
8. 自身及び家族の生命、健康、尊厳名誉及び財産に対する脅威から法に従い保護を受ける
9. 委任されたその他の権限を行使し責務を果たす

第59条（新設） 書記官の権利及び責務

書記官は、訴訟手続において以下の権限及び責務を有する。

1. 訴状、答弁書、反訴状、控訴状、破棄申立書及びその他の事件に関係する書類を受領し審査する
2. 事件記録を作成し、事件を継続させ、事件票を作成し、事件記録内の書類を整理する
3. 裁判官の判断に従って召喚状、招聘状を发出する
4. 証言録取、調停及び尋問手続に参加して記録を取る
5. 期日の準備を行い、参加者を確認し、訴訟手続の参加者に対して法廷における規則を読み上げ、遵守させる
6. 第一審判決又は上訴審判決についてその効果を分かるように当事者に説明するとともに、控訴又は破棄申立の権利について告知する
7. 第一審判決又は上訴審判決の写し及びその他の書類に、法令の定めるところに従い、証明の署名をする
8. 事件に関わる物を収集して目録を作成し、法令の定めるところに従い裁判費用及び予納金を徴収、管理し、事件の統計をとりまとめ、第一審判決、上訴審判決又はその他の裁判所の書類を関係機関に送付する

9. 法律上の業務及びその他の担当業務に関して、育成指導を受け能力を向上させる

10. 自身及び家族の生命、健康、尊厳名誉及び財産に対する脅威から法に従い保護を受ける

11. 委任されたその他の権限を行使し責務を果たす

第60条（新設） 技官の権限及び責務

技官の権利及び責務については別途規則によって定める。

第2章

人民検察院において訴訟手続に責任を負う者

第61条（新設） 人民検察院において訴訟手続に責任を負う者人民検察院において民事訴訟手続に責任を負う者は以下からなる。

1. 各人民検察院の長、副長ら
2. 人民検察官
3. 人民検察官補佐

第62条（改訂） 民事訴訟手続における人民検察院の役割
人民検察院は、裁判所における法律の遵守を監督する者としての立場で民事訴訟手続に参加するとともに、法律の定めるところに従い、国、社会又は行為無能力者、例えば精神障害者、18歳の成年に達しない子であって後見人のいない者等の利益を守るために、法律の定めるところに従い民事訴訟の原告となる。

第63条（改訂） 人民検察院による裁判所の法律遵守の監督

人民検察院は、裁判所における法律の遵守を監督し、もって事件の手続が包括的、完全、客観的、適正且つ公正に行われることを確実にするために民事訴訟手続に参加する権限を有する。

各人民検察院の長は、裁判所で行われる訴訟手続に参加して、人民裁判所に対して意見陳述を行うことができる。

第64条（新設） 裁判所における法律の遵守を監督するにあたっての各人民検察院の長及び副長の権限及び責務

裁判所における法律の遵守を監督するにあたり、各人民検察院の長は以下の権限及び責務を有する。

1. 事件記録に基づき情報証拠を確認する
2. 明確でない問題について、裁判所に更なる調査を求める
3. 必要に応じて、監督及び法廷での意見陳述のために、期日に参加し、参加者に対して質問を行う
4. 法律に違反していると思われる第一審判決または上訴審判決に対して異議を申し立てる
5. 法律に定めるところに従い、その他の権限を行使し責

務を果たす

各人民検察院の副長は、各人民検察院の長が職責を果たすのを補佐する責務を有し、また、各人民検察院の長の委任に基づき特定の責務を負うこともある。各人民検察院において長がいらない又は支障がある場合は、委任を受けた副長がその責務を代わって果たす。

第65条（新設） 裁判所における法律の遵守を監督するにあたっての人民検察官の権限及び責務

裁判所における法律の遵守を監督するにあたり、人民検察官は以下の権限及び責務を有する。

1. 事件記録に基づき情報、証拠を確認し、各人民検察院の長の意見書を起草する
2. 委任を受けて、監督及び法廷で意見陳述のために、期日に参加し、参加者に対して質問を行う
3. 裁判部の法律違反及び第一審判決または上訴審判決に対して異議を申し立てる
4. 法律に定めるところに従い、その他の権限を行使し責務を果たす

第66条（改訂） 民事訴訟で原告の立場に立つにあたっての各人民検察院の長の権限及び責務

民事事件が国又は社会の利益に関わるにもかかわらず、いかなる組織又は企業も訴えを提起しないときは、各人民検察院の長は、法律に定めるところに従い、民事事件の原告としての立場で裁判所に対して訴状を提出する権限を有する。

原告としての立場で事件に参加する各人民検察院の長は、事件における当事者と同じ権限及び責務を有する。

委任を受けた人民検察官は、事件において当事者と同じ権限及び責務を有する。

第67条（新設） 人民検察官補佐の権限及び責務

人民検察官補佐の権限及び責務は、人民検察院法及びその他の法令に規定する。

第68条（新設） 訴訟手続における人民検察院の義務及び責任

各人民検察院の長は、裁判に参加して法の遵守を監督し、また、民事事件の原告となるにあたり、以下の義務及び責任を有する。

1. 裁判所の招聘に応じて〔裁判に〕参加する
2. 法律に定めるところに従い、事件記録を裁判所に返却する
3. 訴訟手続に関する情報又は証拠の秘密を守る
4. 事件記録中の証拠物及び全書類を維持管理する
5. 事件記録を調査する際の自身の不適切な行為に対して責任を負う

民事訴訟法

第V編 訴訟手続への参加

第1章 訴訟手続に参加する者

第69条（改訂） 訴訟手続に参加する者訴訟手続に参加する者は以下である。

1. 当事者
2. 第三者
3. 証人
4. 鑑定人
5. 通訳
6. 弁護士又はその他の保護者

第70条（改訂） 当事者

訴訟の当事者とは、原告と被告のことである。

原告とは、人、組織又は企業であって、裁判所に対して、自身の権利、利益が他人によって侵害され若しくは争われているとして訴えを提起し又は何らかの問題について裁判所に非訟申立を行う者である。

被告とは、人、組織又は企業であって、他人の権利を侵害し又は争っているとして訴え提起された者である。

第71条（新設） 当事者の要件

訴訟において当事者となる者は、18歳以上でなくてはならず且つ精神障害者であってはならない。18歳未満の者又は精神障害者は、父母又は後見人が当事者として訴訟に参加しなければならない。

組織がラオス人民共和国又は関係する国の法律に正しく登録された法人格を有していれば、当事者となることができ、本法条に従って執行する。

もし法律に正しい委任状を受領していれば、第三者も代理人の立場で事件当事者として参加することができる。

第72条（改訂） 当事者の権利及び義務

当事者は訴訟手続において平等の権利を有する。

当事者は以下の権利を有する。

1. 訴状、答弁書、反訴状及び非訟申立書を提出する
2. 裁判官、人民検察官、書記官、鑑定人及び通訳の忌避を申し立てる
3. 証拠を集め提出し、調停を求め、取り調べにおいて対質に出席する
4. 裁判所に対して、請求を保全するための強制措置又は一時的な強制措置を申し立てる
5. 裁判所に対して、欠席審理、裁判を申し立てる
6. 裁判所に対して、当事者が自ら取得して裁判所に提出することができない場合に情報証拠を収集すること、証人に対する尋問を行うこと、鑑定人を選任して鑑定させ、場合によっては再鑑定をさせること、現場の検証を行うこと及びその他を申し立てる

7. 訴訟に参加するその他の者に対して質問する

8. 事件記録内の書類を閲覧し、事件記録から持ち出す必要のある書類を謄写し又は書き写すことを求める。但し、秘密にすべき商業上の秘密又はその他の情報を秘匿しなくてはならない

9. 弁護士又はその他の保護者を訴訟遂行に関わらせる

10. 取り調べの機会に又は法廷において、事件について書面で又は口頭で証言を行う

11. 裁判所に、第三者を訴訟手続に参加させるよう申し立てる

12. 訴訟手続の停止又は延期を申し立てる

13. この改正法に定める裁判を除いて、命令、処分、第一審判決又は上訴審判決について、控訴、破棄を申し立てる

14. 裁判官の行為又は命令であって不適切であると思われるものに対して異議を述べる

15. 裁判所の判決で確定したものについて執行を求める

16. 法律の定めるところに従いその他の権利を行使する

当事者は以下の義務を負う。

1. 裁判所の召喚状に従って自ら出頭し又は代理人を出頭させる
2. 訴え、答弁、反訴又は非訟申立において自らが依拠する出来事を裏付ける証拠を探して持ってくる
3. 事件の尋問手続に参加し、裁判所の命令及び法廷における規則に従って行動する
4. 訴訟手続において自身の権利を善意で行使する
5. 裁判所の計算に従って訴訟手続に関して予納金を納め、裁判費用を支払い且つ裁判所の第一審判決に従って税金（印紙代）を納める
6. 確定した裁判所の裁判を履行する
7. 法律に定めるその他の義務を履行する

第73条（改訂） 原告の権利及び義務

この改正法72条に定める権利及び義務に加えて、原告は、訴状の目的を変更し、訴状記載の訴額を追加若しくは削減し又は訴状を取り下げる権利を有するとともに裁判所の召喚状に従って裁判所に出頭する義務を有する。原告が召喚状を受領したものの、合理的な理由を示さず、三回に渡り、召喚状に従った出頭をしない場合は、裁判所は当該事件を審理せず、原告は当該事件について訴えを提起する権利を失う。裁判所は、その取り下げ及び和解が、法律、社会の平穩及び秩序に反し、国、社会又は他者の権利及び利益を侵害するときは、原告が訴状を取り下げること及び被告と和解することを認めない。

第74条（改訂） 被告の権利及び義務

この改正法72条に定める権利及び義務に加えて、被告は、原告の訴状の全部又は一部を認諾又は否認し、原告が未だ自らに対して負っている何らかの債務があると思うときは反

訴を提起する権利を有するとともに裁判所の召喚状に従って裁判所に出頭する義務を有する。被告が合理的な理由なく三回に渡り召喚状に従った出頭をしないときは、裁判所は進行状を発効するか又は原告の訴えに沿って判決する。

裁判所は、その認諾及び和解が、法律、社会の平穏及び秩序に反し、国、社会又は他者の権利及び利益を侵害するときは、被告が原告の訴状を認諾することを認めず、また原告と和解することを認めない。

第75条（改訂） 第三者

第三者とは、人、組織又は企業であって、現に裁判所で検討されている事件に関わる自らの権利及び利益を守るため、訴訟に参加する者である。

第三者は、訴訟において原告又は被告そのものではないが、訴訟手続に原告側又は被告側の立場で参加する。

第76条（改訂） 第三者の権利及び義務

第三者は、自らの訴状を提出する第三者と、自らの訴状を提出しない第三者からなる。

自らの訴状を提出した第三者は、その時点から、裁判所によって判決が出されるまで訴訟に参加することができ、この改正法73条に定めるところに従い、原告と同じ権利を行使し、義務を負う。

自らの訴状を提出していない第三者は以下の権利及び義務を有する。

1. 訴訟に原告側として又は被告側として参加する
2. 当事者若しくは各人民検察院の長の申立により又は裁判所の指示に応じて、出頭して訴訟に参加する
3. 当事者と同じ権利を行使し、義務を負う。但し、訴状の目的を変更する権利、訴状記載の訴額を追加又は削減する権利、訴状を取り下げる権利、訴状を認諾し又は和解する権利及び確定した判決の執行を求める権利についてはこの限りでない

第77条 雇用上の地位の回復に関する第三者

不正に解雇され又は異動させられた職員、労働者又は被用者の雇用上の地位の回復に関する申立においては、裁判所は、当該職員、労働者又は被用者の解雇又は異動を命じた者を、第三者として参加させる。当該解雇又は異動が法律に違反すると判断されたときは、裁判所は解雇され又は異動させられた者を元の仕事に戻すとともに、当該命令を出した者から上記の者に対して全損害の賠償をさせる。

第78条（改訂） 訴訟手続における承継

裁判所は以下の場合、当事者の承継を許可する。

1. 当事者が死亡した場合。但し、個人的な権利であって、代わって行うことができないもの、例えば、母及び子の権利の剥奪などに関する訴え又は非訟申立はこの限りでない
2. 当事者である法人が解散又は破産した場合

3. 契約内外債務法の定めるところに従い、原告又は被告が権利又は義務を移転し、他人が代わって履行する場合承継は訴訟手続の全ての審級で行うことができる。権利、義務及び当該訴訟中に当事者によって為された全ての行為は承継した者に対して効果を有する。

第79条（新設） 訴訟手続における承継の方法

当事者の一方が、死亡し、解散若しくは破産し又は権利を代わって履行させるべく他人

に移転したときは、承継人又は権利の移転を受けた者は、当該事態の証明書類を添えて、訴訟手続を行っている人民裁判所に対して検討するよう申立を行わなければならない。

人民裁判所は、命令を発して当事者を変更し、その命令書を書記官に渡して事件係属簿及び事件記録表紙の事件当事者を変更させ且つ当該命令書を事件記録に綴らせなくてはならない。

第80条 証人

証人とは、紛争となり又は事件の背景となっている実際の出来事を知り又は見た者である。

聾者、啞者、精神障害者、18歳の成年に達しない子、いづれかの当事者の近親者は、出頭して供述し、それは情報として採用されるが、証人とはみなされない。

第81条（改訂） 証人の権利及び義務証人は以下の権利を有する。

1. 裁判所に対して証言する
 2. すでに証言した自身の証言録取記録を閲覧する
 3. 自身の証言録取記録の〔内容の〕訂正若しくは追加又は追加の証言を申し立てる
 4. 裁判官の不適切な行為に対して異議を述べる
 5. 生命、健康、尊厳名誉及び財産に対する脅威であって自身の証言に由来するものから法令に従い保護を受ける
- 証人は以下の義務を負う。

1. 裁判所の召喚状に従い出頭する
2. 実際の出来事に従って正しく証言する
3. 虚偽の証言及び証言の拒否に対して法律に従い責任を負い、証人が病気、高齢、足が不自由又はやむを得ず召喚状に従って裁判所に出頭することができない場合には裁判所はその証人の証言をその者のいる場所で録取する証人を裁判所に出頭するよう呼び出すことを申し立てる者は、当該証人の氏名及び住所とともに、当該証人が事件の中の出来事にどのように関係するかについて裁判所に対して明確に示さなければならない、併せて招聘され、訴訟手続に参加する者に対する費用について、法令に従い責任を負う。

第82条（改訂） 鑑定人

鑑定人とは、特定分野において知識及び経験を有し、関係機関によって認証された者であり、自身の専門分野に関わる問

民事訴訟法

題を明確にすることができる者をいう。

証拠に科学、技術、商業、会計及びその他の疑いがある、鑑定が必要と判断したときは、裁判所は、訴訟参加者の申立に基づき又は裁判所独自の判断に基づき、命令を発して鑑定人を選任し、鑑定を行わせる。

鑑定人は、当該命令で定める範囲に従い、証拠の鑑定を行わなければならない。鑑定を行ったのち、鑑定人は、自らの名前で報告書を作成して意見を述べ、定められた期間内に裁判所に提出しなければならない。その意見に責任を負わなければならない。

鑑定は、複数の鑑定人が行うこと又は複数回行うことができる。

再鑑定は、前回より多い人数の鑑定人にやらせなくてはならない。

鑑定人がいない場合は、専門家を選任して代わりに行わせることができる。

第83条（新設） 鑑定人の権利及び義務鑑定人は以下の権利を有する。

1. 鑑定を正確且つ明確なものにするために、追加の情報証拠を求める
2. 裁判所の命令に従い、証拠の鑑定に対する報酬及びその要した費用を受け取る
3. 鑑定の結果について裁判所に証言、説明をする
4. 鑑定に関して新たな情報があつた場合に、証拠の鑑定結果を追加し、訂正する
5. 生命、健康、尊厳名誉及び財産に対する脅威であつて証拠の鑑定に係るもの及び証拠の鑑定中に生じるものから、法令に従い保護を受ける

鑑定人は以下の義務を負う。

1. 専門的知見に基づき証拠を鑑定し、正確な意見を裁判所に述べる
2. 裁判所の命令に定められた期限に従つて証拠の鑑定結果の報告書を提出する
3. 裁判所の招聘に従つて出頭して、裁判所に対して証言、説明をする
4. 自身の鑑定に関して責任を負う
5. 裁判所の命令に従つて鑑定結果に関する秘密を保持する

第84条 通訳

通訳とは、訴訟手続に参加する者であつてラオ語を理解しない者の言語を通訳することについて知識、能力又は経験を有する者をいう。

通訳は、自身の通訳に関して責任を負うとともに、訴訟の秘密を保持する義務を負う。

第85条 通訳の権利及び義務通訳は以下の権利を有する。

1. 通訳に先立って、事件に関する情報を知り、研究し、

調査する

2. 規則に従つて通訳の報酬を受け取る
3. 訴訟手続において、生命、健康、尊厳名誉及び財産に対する脅威であつて通訳に係るものから、法令に従い保護を受ける

通訳は以下の義務を負う。

1. 発言及び文章の内容に従つて正確に通訳する
2. 裁判所の選任に基づいて出頭し通訳する
3. 自身の通訳に責任を負う
4. 裁判所の命令に従い、訴訟の秘密を保持する

第86条 弁護士又はその他の保護者

弁護士又はその他の保護者とは、当事者の正当な権利及び利益を擁護するために訴訟手続に参加する者である。

その他の保護者は、組織、企業の代表者、夫若しくは妻、父母、後見人又は近親者である。

弁護士又はその他の保護者は、訴訟手続のあらゆる審級において、訴訟手続に参加する権利を有する。

第87条（新設） 弁護士又はその他の保護者の権利及び義務弁護士又はその他の保護者は以下の権利を有する。

1. 当事者と相談する
2. 訴訟において訴状、非訟申立書、答弁書、反訴状を提出する
3. 事件記録内の書類を閲覧し、事件記録から持ち出す必要のある書類を謄写し又は書き写すことを求める。但し、秘密にすべき商業上の秘密又はその他の情報を秘匿してはならない
4. 事件に係る証拠を裁判所に申し出、提出する
5. 尋問手続に出席し、法廷で意見を述べる
6. 裁判官、人民検察官、書記官、鑑定人又は通訳の忌避を申し立てる
7. 裁判官の行為又は命令であつて不適切であると思われるものに対して異議を述べる
8. この改正法に定めるところに基づく裁判を除いて、命令、処分、第一審判決又は上訴審判決について、控訴、破棄を申し立てる
9. 生命、健康、尊厳名誉及び財産に対する脅威であつて依頼者のために行う訴訟遂行に由来するものから法令に従い保護を受ける
10. 法令に従いその他の権利を行使する弁護士又はその他の保護者は以下の義務を負う。
 1. 自身が守る当事者の正当な権利及び利益を擁護するため、法律に定められたあらゆる手段をとる
 2. 自身が守る当事者に対して法的な補佐を行う
 3. 自身の公益規範を実践する観点から、訴訟手続が適正且つ公正なものとなるように、証拠の収集において役割を果たす

第2章

訴訟手続における代理人

第88条（新設） 訴訟手続における代理人

訴訟手続における代理人とは、訴訟手続において、当事者に代わって権利を行使し義務を履行する者である。

訴訟手続における代理人には、法定代理人及び委任による代理人がある。

第89条（改訂） 法定代理人

法定代理人は、その保護する者からの選任又は委任なくして訴訟遂行の権限を有する者である。

法定代理人は以下の者である。

1. 18歳の成年に達しない子、精神障害者、聾者、啞者の権利及び利益を擁護するための代理人であって、これらの父母又は後見人
2. 失踪者の代理人であって、失踪者の財産を維持管理するべく選任された者
3. 相続人の代理人であって、死亡し又は判決で死亡宣告を受けた者の相続人の相続財産でありながら未だ承継する者がいない場合に、これを維持管理するべく選任された保管者
4. 夫又は妻は夫婦の婚姻財産及び負債について互いに代理人となる加えて、適法に他人の財産を占有する者は、法定代理人とする。

第90条（新設） 法定代理人の権利及び義務

法定代理人は、この改正法72条に定めるところに従い、当事者と同じ権利及び義務を有する。

法定代理人は、訴訟において当事者に代わって且つ当事者の名前で権利を行使し義務を履行し、自身が保護する者の利益のために所有権に伴う権利を処分する権限を有する。

第91条（改訂） 委任による代理人

委任による代理人は、その保護する者又は人民裁判所からの選任又は委任により訴訟を遂行する権限を有する者である。

委任による代理人は以下の者である。

1. 弁護士
2. 組織又は企業の職員又は労働者であって、その組織又は企業に関わる訴訟において委任を受けた者
3. 訴訟において同じ側に立つ当事者から委任を受けた者
4. 当該訴訟について裁判所が代理人たるべく選任した第三者
5. 委任を受けた原告、被告又は第三者の親戚

第92条（新設） 委任による代理人の権限及び義務

委任による代理人は委任契約の中で定める範囲の権限及び義務を有する。

代理人は、当事者の秘密を守り且つ自身が裁判所で代理人と

なる委任者の正当な権利及び利益を守るために情報、証拠を収集しなければならない。

第93条（改訂） 訴訟手続における代理人の委任

裁判所の訴訟手続に参加する代理人を委任するということは、当事者が、何人かにその権利及び義務を授与して、自身に代わってこれを行使、履行させることである。その委任は、書面でしなくてはならず、委任者が属する組織、例えば組織、企業、公証局、村、施設、学校、病院、勾留施設から認証を得なければならない。

法人によって行われる委任は、その組織又は企業の長によって為されなければならない。

裁判所による代理人の選任は、一方当事者が誰にも委任することができない場合、例えば貧しい人、恵まれない人である場合などに為される。

第94条（新設） 訴訟手続において代理人になることが許されない場合以下の場合、訴訟手続において代理人となることが許されない。

1. 当事者から正当に委任を受けていない者
2. 同じ訴訟においてすでに一方当事者の代理人となっている者
3. 行為無能力者
4. この改正法54条及び61条に定めるところに従い、訴訟手続に責任を負う者

第95条（新設） 訴訟手続における代理の終了

法定代理は、その管理下にある者が、成熟し若しくは18歳の成年に達するか又は行為無能力者が当初の状態に回復して自ら訴訟手続に参加することができるようになったときは、終了する。

委任による代理は、代理人が委任契約によって定めるところに従い権限及び責務を果たしたとき又は当事者が代理人に対して契約を解除したときは、終了する。

当事者は、裁判所において訴訟を遂行する代理人を解任したときは、裁判所に書面で通知しなければならない。

第VI編 事件における証拠

第96条（改訂） 証拠

民事事件における証拠とは、事件に関係する物、書類など、当事者若しくは第三者が裁判所に持参して提出し又は裁判所が自ら収集する各情報であって、裁判所が訴え、答弁又は反訴をもたらした出来事及びその他の重要な意味を持つ出来事を特定する助けとなり、もって裁判所が事件に適正な判決を下すための基礎となるものである。

第97条（新設） 証拠の源泉

証拠は以下の源泉からもたらされる。

1. 書類、物及び音

民事訴訟法

2. 物等の展示
3. 事件における当事者、第三者、証人の証言
4. 鑑定人又は関係する公務員の報告書及びラオス人民民主共和国が加盟する司法関係の国際協定と条約の加盟国からもたらされる情報
5. 現場の検証調書
6. 係争物の評価の結果
7. その他の適法な源泉

第98条 証拠の種類

民事、商事、家事、少年及び労働事件における証拠は以下からなる。

1. 物的証拠
2. 文書の証拠
3. 人的証拠

物的な証拠は、紛争に関係する物、例えば乗り物、フェンス、農作物及びその他の物から得られる。

文書の証拠は、紛争に関係する所有権証明証、契約、写真等、財産の目録及びその他の書類から得られる。

人的な証拠は、紛争に関係する当事者の証言並びに証人及びその他の訴訟手続参加者の証言及び確認から得られる。

第99条（改訂） 物又は文書の証拠

物又は文書の証拠を自ら申し出又は裁判所によるこれらの収集を申し立てる者は、裁判所が事件の審理において参照できるように、その証拠にまつわる出来事又は源泉を説明する義務を負う。

事件に関係する物又は文書の証拠が、訴訟に参加しない人、組織又は企業に由来するときは、当該証拠は返却されるが、裁判所はこれらの写しを作成して事件記録に綴りなくてはならない。

証拠となる物又は書類は、見ること、触ること、聞くこと又は読むことができるものでなくてはならない。

第100条 人的証拠

当事者又は事件に関係する第三者の証言は、その他の証拠と併せて精査、評価される。

当事者が、自らの訴状、答弁書又は反訴状の根拠として主張する出来事又は情報については、裁判所は、自らの心証に従い、真実に沿ってこれらを検討する。裁判所は、当事者の主張が、事件の実際の出来事に合致すると確信するときは、その出来事又は情報を真実であるとみなす。

第101条（改訂） 商事事件における証拠

商事事件における証拠は、証拠の種類一般について規定されるものの他、訴訟手続の中で用いられる商事関係の書類、物又は情報、例えば電子書類、写真等、通話録音、ファックス、インターネット又はその他の科学的手段などがある。

第102条（改訂） 当事者及び第三者の証拠提出義務

各当事者及び第三者は、事件に関する証拠を収集して、人民裁判所に提出する義務を負う。

原告は、自身の訴状の根拠となっている出来事を明らかにするためのあらゆる証拠を提出する義務を負う。

被告は、自身の答弁書又は反訴状の根拠となっている出来事を明らかにするためのあらゆる証拠を提出する義務を負う。

第三者は、自身の権利、利益を守るためのあらゆる証拠を提出する義務を負う。

原告の訴状を検討するに先立って、裁判所は、原告が十分な証拠を持っているか否かを確認し、十分でない場合は、原告に証拠を追加で収集、提出するよう指示し、なお証拠に不足がある場合は、裁判所は検討をしない。

原告、被告又は第三者の提出した証拠が十分でないときは、裁判所はそれらの者に、証拠を収集して補充するよう指示するか又は裁判所が当事者の申し立てにより若しくは自らの判断で証拠収集することができる。

第103条（新設） 裁判所に対する証拠の提出

当事者は、裁判所が訴状又は非訟申立を検討のために受理してから第一審裁判所の法廷での弁論が終結するまでいつでも自身の訴え、答弁、反訴又は非訟申立に関する証拠を裁判所に提出することができる。但し、新たな情報、証拠がある場合はこの限りでない。

裁判所に提出する文書の証拠は原本でなくてはならず、原本がない又は原本を裁判所に提出することが困難であるときは、写し、写真又はその他の手段によるものであって認証のあるものを裁判所に持参して承認を得る。外国語の文書については、ラオ語に翻訳し、公証役人からその翻訳が正しいことの認証を受けなければならない。

第104条（新設） 証拠の提出と受理

裁判所に証拠を提出する者は、証拠の要旨、特徴、文書の丁数及びその他を記載した申出書を作成しなければならない。裁判所は、当該申出書に記載された要旨から適切と判断されるときは当該証拠を調べなければならない。また、適切に証拠受領証を作成しなくてはならない。

証拠受領証は、証拠を受領した日時及び場所、提出者及び受領者の名前、証拠の特徴、種類及び数量を記載し、三通作成して提出者及び受領者に確認のため署名をさせ、裁判所の印を押し、証拠提出者に一通を渡し、一通を事件記録に綴り、もう一通を当該第一審裁判所で保管する。

第105条（新設） 証拠に対する反論

相手方当事者の証拠に対して反論する当事者は、裁判所に対して、情報を申し出て提供するか又はその事実を明らかにしなくてはならない。

裁判所は、当事者が申し出た全ての証拠について相手方当事

者に了知させて反論の機会を与えなければならない。

第106条（新設） 情報、証拠の収集手段裁判所の情報証拠の収集手段には以下がある。

1. 関係者を呼んで、裁判所に対して証言させる
2. 現場の検証を行う
3. 鑑定人を選任して鑑定を行わせる
4. 関係機関に対し、証拠に関する説明若しくは確認又は証拠の提出を求める
5. 他の裁判所に依頼して情報、証拠の収集及び取り調べを行わせる

第107条（新設） 証言録取

裁判所において、訴訟の当事者が訴状、答弁書、反訴状又は非訟申立書内のいずれかの事項を詳細に説明できておらず、原告、被告、証人又はその他の者を取り調べなければならぬと判断するときは、裁判所は、これらの者を召喚し、裁判所に対して証言をさせる。

訴訟の当事者及び第三者は、追加の訴状、答弁書、反訴状又は非訟申立書を書いて裁判書に提出することにより、追加の証言、説明をすることができる。当事者において、書くことができない又は書きたくないときは、直接裁判所に来て証言をすることもできる。証言を取得するにあたっては、取り調べを担当する裁判官及び書記官又は技官が録取する。

その他の訴訟手続参加者は、書面で証言をし又は直接裁判所に来て証言をすることができる。

未成年又は行為無能力者の証言を取得するときは、その者の父母、後見人又は保護者も同席する。

取り調べは人民裁判所のオフィスで行い、必要があるときは、その者がいる場所で取り調べ及び証言の録取を行うこともできる。

第108条（改訂） 証言録取記録

証言録取記録には、場所、日にち、時間、裁判官、裁判官補佐及び書記官若しくは技官の氏名、証言者の氏名及び略歴並びに書式で指定されたその他の事項を記載しなければならない。

証言の取得が終了したら、裁判官は証言録取記録の内容を証言者に読んで聞かせ又はこ

れを渡して自分で読ませなければならない。その後、証言録取に参加した全ての者が、各頁に署名及び拇印をしなければならない。18歳の成年に達しない子ども、聾者、啞者及び精神障害者の供述を録取するときは、その録取書の確認のために、後見人又は保護者に署名及び拇印をさせなければならない。

記録の中身に見え消し、修正又は追加をするときは、裁判官、書記官又は技官及び供述者は、確認のため、その見え消しや追加のある頁の行に署名及び拇印をしなければならない。証言録取書が複数の頁に及ぶときは、参加者の署名及び拇印は

各頁にしなければならない。

供述者が上記署名及び拇印を拒否するときは、記録の末尾にその旨を記載しなければならない。

供述録取記録は、二部作成し、一部は事件記録に挿入し、もう一部は供述者に渡す。

必要があるときは、供述録取は録音機で記録して情報にすることができる。

第109条（新設） 対質

裁判所は、当事者の提起する争点に疑い又は齟齬があると認めるときは、いずれかの当事者の申立により又は裁判所の情報、証拠収集として、当事者又は訴訟関係者を召喚し、裁判所で対面させて、争点について説明させる。

各回の対質は記録を作成しなくてはならず、参加者各人は、この法律の108条に定める供述録取記録と同様に署名をしなければならない。

第110条（新設） 現場の検証

裁判所は、いずれかの当事者の申立により又は裁判所の判断により、現場の検証をすることができるが、両当事者、村当局及び関係機関の面前で行わなければならない。

裁判所は、現場の検証にかかる費用を計算し、申立人又は原告に通知し、その費用を計算どおりに納めさせなければならない。全費用については、文章にまとめ、第一審判決又は上訴審判決において判断される。

第111条（新設） 現場の検証の記録

現場の検証の記録は、争いの性質、特徴又は状態、場所について詳細に記録し、参加者各人に署名をさせ、その村の村長に署名及び認証印の押捺をさせなければならない。

現場の検証は、当事者の情報提供、説明及び意見に基づき裁判官が指示を出し、書記官に記録を取らせ又は関係職員に計測、図表の作成、写真撮影、価額の計算若しくは評価などをさせなければならない。

第112条（改訂） 鑑定又は確認のための証拠の送付

訴訟手続の中で、当事者の申立又は裁判所の判断により、例えば文章、署名、印影、財物又は場所などについて、鑑定の必要性があるような不明確な情報、証拠、疑わしい部分、重複、矛盾などがあるときは、裁判所は、関係機関に対し、鑑定又は確認を要する争点又はその目的の詳細及び鑑定又は確認の期限を示し、また、鑑定すべき情報、書類を添付しつつ、鑑定又は確認を依頼し且つ当事者又は関係する第三者に対してはこれを通知しなければならない。

第113条（新設） 鑑定又は確認の結果の報告書

鑑定又は確認の結果の報告書には、専門的知見に基づき、鑑定又は確認の対象となる情報証拠の性質、特徴、疑わしい部分を示さなければならない。鑑定が終了したら、報告書を作

民事訴訟法

成し、署名、押印をして、定められた期限までに裁判所に提出しなければならない。

第114条（新設） 情報、証拠の提出の申立

情報、証拠の収集において、訴訟に関係する情報、証拠がいずれかの組織の維持管理下において、当事者がこれを裁判所に提出することができないときは、裁判所は、当事者の申立により又は裁判所の判断により、当該組織に対して、関係する情報、証拠を裁判所に提出するよう要請書を作成する。

書類の原本が必要なときは、裁判所は、書面で受領簿を作成しなければならない。これらの証拠を調べ、使用した後に、裁判所は証拠を当該組織に返還しなければならない。

第115条（改訂） 裁判所による情報、証拠収集の嘱託
他の県、首都、郡又は特別区において情報、証拠の収集をさせる必要があるときは、事件を検討する裁判所は、関係する他の県、首都人民裁判所又は地区人民裁判所に情報、証拠の収集を嘱託して、自身のために情報、証拠の収集を行わせる権限を有する。

上記嘱託においては、訴訟の簡潔な内容及び嘱託を受けた裁判所が収集すべき証拠を明示しなければならない。当該嘱託は嘱託を受けた裁判所に対してのみ強制力を有し、〔嘱託を受けた裁判所は〕嘱託を受けた日から30日以内に〔これを〕行わなければならない。

記録及び収集された全ての証拠は、事件を検討する裁判所に直ちに送付しなければならない。

第116条 他の裁判所に証言録取をさせる嘱託

当事者、証人又は訴訟に参加するその他の者が、遠隔地にいるため又はその他の理由により、裁判所に来て証言をすることができない場合、事件を審理する裁判所は、取り調べるべき事項を送付し、上記の者がいる遠隔地の裁判所をして、自らに代わって、取り調べるべき事項を受け取った後15日以内に、証言を録取させる。取り調べが終了した後、供述録取記録は、直ちに嘱託した裁判所に送付しなければならない。

第117条（新設） 証拠の保全

情報証拠が現に破壊されている場合、破壊される危険にさらされている場合又は将来収集することが困難となる可能性がある場合、当事者は裁判所に対して、証拠保全の為の何らかの命令を発することを申し立てることができる。証拠保全は様々な形態で行われうる。例えば、謄写、写真撮影、録音、証拠の記録作成、安全な場所での証拠の保管又は当事者の一方に当該証拠を維持管理させる等。

人的証拠の場合、例えば証人が何らかの形で脅迫、強要又は圧力を受けていて、裁判所に対して事実に基づいて証言を行うことに不都合がある又は不可能であるような場合、法律に従って保護を受ける。

第118条（改訂） 証拠の吟味、評価

裁判所は、訴訟の全趣旨の検討に基づき、自身の判断によって、包括的、完全且つ客観的に証拠を精査、吟味及び評価しなければならない。

証拠は、裁判所が精査、評価及び認容してはじめて利用できる。裁判所は、当事者が一致して認めている証拠を軸に検討しなければならない。

第119条（新設） 証拠の利用

裁判所において十分な理由があると信じる証拠については、裁判所は、これを審理判決において利用しなければならない。

裁判所において理由がある又は理由がないと判断する当事者の証拠は、裁判所の判決に記載しなければならない。

第120条（新設） 情報、証拠の検討に関する規則

第一審における訴訟手続中、事件記録の受領時から法廷における弁論の終結までの間に、裁判部は、当事者に、提出した情報証拠が全てであるか否か尋ねなければならない。全てでないときは、その者に、裁判所が適当と判断する期間を定めて追加で申し立てさせる。〔提出した情報証拠が〕全てであり十分であるとするときは、裁判所は事件を審理、判決に付する。

第七編

裁判所の強制措置

第1章

請求を保全するための強制措置

第121条（改訂） 請求を保全するための強制措置の種類
請求を保全するための強制措置は以下の種類に分類される。

1. 当事者の財物であって当事者又は他人の下にあるものの〔一時的〕押収又は〔仮〕差押え
 2. 当事者に対し、事件に関係する何らかの行為を禁止すること
 3. 当事者に対し、事件に関係する何らかの事項について、他人との間で関係を持つことを禁止すること
 4. その他の請求を保全する強制措置を発すること
- 反訴があるときも、同様にこれらの強制措置を取ることができる。

上記強制措置に対する違反は、法令に従って責任を負う。

第122条（改訂） 財物の〔一時的〕押収

事件に関係する物、製品又はその他の何らかの動産であってその種類、数量、目録又は保管されている所在が明らかであるものについて、訴訟手続に有益である又は請求若しくは反訴を保全する為に有益であるときは、当事者のいずれかの申

立により又は国家若しくは社会に有益であるときは裁判所の判断により、裁判所は当該財物を〔一時的に〕押収して適当な場所で保管する命令を発する。

第123条(改訂) 財物の〔仮〕差押え

事件に関係する動産又は不動産の種類、数量、目録が明らかであって、訴訟手続に有益である又は請求若しくは反訴を保全する為に有益であるときは、当事者のいずれかの申立により又は国家若しくは社会に有益であるときは裁判所の判断により、裁判所は当該財物を〔仮に〕差し押さえる命令を発する。

第124条(新設) 当事者の一定の行為の禁止

訴訟の当事者の一方が、事件に関係する何らかの不適切な行為、例えば当事者若しくは証人の脅迫、証拠の破壊などを行うときは、裁判所は、他方当事者の申立により又は裁判所の判断により、その当事者の当該行為をやめさせる命令を発する。

第125条(新設) 当事者が一定の関係を結ぶことの禁止
訴訟の当事者の一方が、訴訟に関係する事項について、何らかの不適切な関係を他人と結ぶ場合、例えば二重に契約を締結しようとする場合、裁判所は、他方当事者の申立により又は裁判所の判断により、その当事者が当該関係を結ぶことをやめさせる命令を発する。

第126条(新設) 当事者に対する移動の制限

訴訟手続を確保するため、例えば裁判所に出頭しての証言や情報、証拠の説明などを確保するため、裁判所は、他方当事者の申立により又は裁判所の判断により、当事者が一定の地域又は国内から出ることを禁止する強制措置を発する。但し、必要性があり、当該当事者が書面で理由を説明し且つ裁判所が定める保証金を担保として裁判所に預ける場合はこの限りでない。

第127条(改訂) 連行状

連行状とは、警察官をして、被告〔又は〕証人の身柄を、連行状記載の日時及び場所に連れて来て裁判官の面前に出頭させる裁判所の命令である。

被告、被告側第三者又は証人が召喚状を三回受け取りながら、十分な理由なく召喚状に従って裁判所に出頭しないときは、裁判所はその者を裁判所に連行する命令を発する。連行においては村当局と協力しなければならず、これ以外にも、その者は刑法に規定されるところに従って処罰の対象となる。

第128条(新設) 強制措置を求める申立書の記載事項

請求を保全する為の強制措置を求める申立書には、主な内容

として以下を含まなければならない。

1. 申立書を提出する裁判所の名称
2. 申立書を提出する者の氏名、住所及び訴訟との関係
3. 財物の詳細な情報、強制措置発出に関係する者の氏名、住所及び訴訟との関係
4. 訴訟にかかる出来事の簡潔な要約及び申立の理由
5. 申立に関係する書類
6. 申立書を提出する年月日
7. 申立人の署名及び関係する村当局による認証

第129条(新設) 請求を保全するための強制措置発出の検討

請求を保全するための強制措置発出の申立書を受領したときは、裁判所は、これを、事件を担当する裁判官に渡し、関係する情報、証拠と併せて申立書を調査、検討させる。

この法律の122条及び123条に定める財物の〔一時的〕押収又は〔仮〕差押えについては、関係する情報、証拠の検討に加えて、必要があれば、場所又は〔一時的〕押収若しくは〔仮〕差押えをすべき財物について検証をしなければならない。〔一時的〕押収又は〔仮〕差押えをすべき財物は、請求額に照らして適切なものでなくてはならない。

裁判所による請求を保全するための強制措置の発出は、裁判部の命令として発する。

第130条(改訂) 請求を保全するための強制措置の変更及び取り消し

請求を保全するためのいずれの種類も、その変更又は取り消しは法廷で、その訴訟関係者を参加させて行わなければならないが、当該訴訟関係者の欠席は、その検討の妨げとならない。

裁判所は、当事者の申立により又は国家若しくは社会に有益であるときは裁判所の判断により、請求を保全するための強制措置を変更し又は取り消す。

裁判所が申立に基づき変更又は取り消しを検討しないときは、裁判所が発出した強制措置は事件終結命令まで強制執行力を有する。

第131条(新設) 請求を保全するための強制措置に対する控訴申立、破棄申立又は異議申立

請求を保全するための強制措置の命令に対しては、裁判所の当該強制措置適用命令を受け取った日から七日以内に、当事者は控訴、破棄申立を、また検察院の長は異議申立をする権利を有する。

請求を保全するための強制措置を変更し又は取り消す命令に対する控訴、破棄申立又は異議申立は、当該審級の裁判部に提出させ、そこで検討させる。

第132条(新設) 強制措置適用命令の強制力

民事訴訟法

請求を保全するための強制措置に関する裁判部の命令は、裁判所の他の裁判と同様の強制執行力を持つ。当該命令の内容に一部でも違反する個人、組織又は企業は、法律上の責任及び生じた全損害に対する責任を負う。

第133条（新設） 請求を保全する強制措置の執行
裁判所による財物の〔一時的〕押収又は〔仮〕差押え命令で確定したものについては、裁判所は当事者を召還して通告し且つ財物の所在地、村当局、人民裁判所及び関係機関に裁判所の命令を掲示しなければならない。

この法律の124条、125条及び126条に定めるところの裁判所によるその他の強制措置の執行については、裁判所は、当事者を召還して当該命令を告知し且つ地方当局又は関係機関に通告しなければならない。126条に関しては、当該当局への通告に加えて、管理監督のために、担当警察官へも通告しなければならない。

連行状の執行については、この法律の127条に定める手続に従って執行する。

請求を保全するための強制措置を申し立てた者は、当該強制措置を執行するための費用その他に責任を負う。

第2章

緊急の一時的強制措置

第134条（改訂） 裁判所による緊急の一時的強制措置の適用

裁判所は、争いとなっている財物が、判決を待たずその形状に変更を来し又は質の低下、棄損を来たす為に、当該財物を管理し又処分する緊急の必要性があるときは、何らかの強制措置を適用する。

裁判所は、当該財物を管理し又は処分する権限を、当事者の一方又は〔それ以外の〕何人かに委譲することができる。

第135条 精神障害者に対する裁判所の強制措置

損害を引き起こした者、民事責任を負う者又は損害を賠償すべき者が、裁判所の第一審又は上訴審判決の前後に精神に障害を来したときは、裁判所は治療の強制措置を適用し、精神病院又は特別養護施設において治療させる命令を出す。

治療が無事終了したときは、当該損害を引き起こした者、民事責任を負う者又は損害を賠償すべき者に訴訟手続を継続させ又は裁判所の第一審判決若しくは上訴審判決の執行を再開しなければならない。

第136条 解散する法人に対する裁判所の強制措置の適用

裁判所は、民事責任を負い又は損害を賠償すべき法人が、第一審判決又は上訴審判決の前後に解散しようとするときは、財物の〔一時的〕押収又は〔仮〕差押命令を発して、その財

物を〔一時的に〕押収し又は〔仮に〕差し押さえる。

〔一時的〕押収又は〔仮〕差押命令を発したときは、当該問題を、解散する法人の責任者又は財産管理人とともに、判決後30日以内に完全に解決しなければならない。

企業が破産する場合の負債の清算については、企業破産法に定めるところに従う。

第137条 夫婦に対する裁判所の強制措置の適用

裁判所は、離婚に伴う裁判所の判決に基づき、夫婦の一方及び18歳の成年に達し

ない子どもであって夫婦の一方と暮らす者の扶養養育費用支払義務のために、夫婦の他方の月給若しくは収入から天引きし又はその財物を〔一時的に〕押収し若しくは〔仮に〕差し押さえる命令を発する強制措置を適用する。

第138条 子どもに対する裁判所の強制措置の適用

裁判所は、18歳に達しない子どもであって、訴訟が行われる者の後見人に対して、以下の命令を発する強制措置を適用する。

1. 子どもの行為を監視すること
2. 訴訟が行われる間、子どもを監督、保護すること
3. 子どもに診察、治療を受けさせること
4. 訴訟が行われる間、子どもを指導教育し、世話をすること
5. 子どもの訴訟において、裁判所に事実を報告し、意見を述べること
6. 労働法の定めるところに従い、過酷な労働又はその子どもの健康に危険のある労働をさせないこと

第139条（新設） 裁判所のその他の一時的強制措置

この法律の134条から138条に定める一時的強制措置の他、係争物を管理し又は使用する必要があると判断される場合は、裁判所は、一方当事者に当該財物を、訴訟手続が終了するまで一時的に管理し又は使用させる命令を出すことができる。

第140条 裁判所による強制措置の強制力

一時的な緊急の強制措置にかかる裁判所の命令は、直ちに執行される。但し、夫婦の一方に対する裁判所の強制措置命令であって控訴する権利があるものはこの限りでない。

当該命令は、裁判所の第一審判決または上訴審判決が確定したときは効力を失う。命令により管理され、処分され、〔一時的に〕押収され又は〔仮に〕差し押さえられた財物は、裁判所の第一審判決または上訴審判決によってその損害を賠償される。

第141条（新設） 緊急の一時的強制措置の申立

当事者は、裁判所の訴訟手続において、損害を伴わずに証拠を保全し、係争物を管理、使用又は処分するために、審級を

問わずまた一つであるか複数であるかを問わず、緊急の一次的強制措置を発することを裁判所に申し立てる権利を有する。

第VIII編

召喚状及びその他の裁判書類の発行、送付及び告知

第142条 召喚状の記載事項

召喚状は以下の内容を含まなければならない。

1. 人民裁判所の名称
2. 被召喚者の氏名
3. 被召喚者がいかなる事件の関係で、いかなる立場で且ついかなる目的で裁判所に呼ばれているのか
4. 出頭すべき裁判所の場所及び日時
5. 被召喚者がすべきことに関する指示、例えば裁判所に証拠を持って来るなど
6. 裁判所に出頭しない場合に、被召喚者に生じる効果を知らせる警告招聘状についても、召喚状と同様とする。

第143条（新設） 召喚状発行の判断

訴訟を担当する裁判官が、当事者の申し出に基づく証人等、裁判所に出頭して供述すべき対象者について判断し、併せて日時の決定及び取り調べるべき事項の準備を行い、その後、書記官に対して、裁判所へ出頭させるべく召喚状の発行を指示する。

第144条（新設） 召喚状の発行

召喚状の発行は、当該人民裁判所の書記官が裁判官の指示に従ってこれを行う。

召喚状は三通作成し、一通はその者に渡し、一通は事件記録に綴り且つもう一通は控えとして保管する。

第145条 召喚状の送付

被召喚者に送付される召喚状は、その者をして、書類送付記録簿に署名又は拇印をさせ

なければならない。その者が署名又は拇印を拒否するとき、送付者にその旨を書き留めさせる。

召喚状は、裁判所への出頭を指示する日の最低三日前までに、被召喚者に送付しなければならない。

裁判所のその他の書類の送付も、召喚状の送付と同様とする。

第146条（新設） 召喚状の送付及び告知の方法

召喚状の送付及び告知は以下の方法により行うことができる。

1. 該当事者に対する直接の送付
2. 郵便又は電信による送付
3. 掲示による送付及び告知

4. マスメディアによる送付及び告知

第147条（新設） 該当事者に対する直接の送付

召喚状は、該当事者自身に直接又は事件記録に記載されているその者の所属する村の村長に送付しなければならない。被召喚者が職員である場合は、その者が所属する組織に送付しても良い。

直接の送付は、裁判所の職員によってこれを行わなければならない。

第148条（新設） 郵便又は電信による送付

訴訟手続に参加する者が遠隔地にいる場合、裁判所は書類を郵便又は電信によって送付することができる。

郵便又は電信が当該書類を送った日から、上記の者が受け取ったものとみなす。

第149条（新設） 掲示による送付及び告知

裁判所の掲示による召喚状の送付及び告知は、被召喚者が住所を度々移転して、裁判所の召喚状を送付することが困難である場合又は直接の送付及び郵便若しくは電信による送付を行うことができない場合に行われる。

掲示は、召喚状の原本を当該人民裁判所、村役場及びその者の最後の居所に貼って行う。

掲示は、その者の最後の住所の村当局と協力して行い、掲示記録を作成して日時及び掲示に参加した者を明記し、確認の署名をさせなくてはならない。

掲示は、掲示開始日から30日間行う。

第150条（新設） マスメディアによる送付及び告知

当事者、例えば被告が訴訟手続から逃亡し又は住所が知らず掲示によっては当事者が召喚状のことを了知するかわからない場合、裁判所はマスメディアを使って告知することができる。

マスメディアを使った告知は、ラジオ、テレビ又は新聞のいずれかに出した日から三日間これを行う。

第151条（新設） 召喚状の送付及び告知にかかる費用

掲示又はマスメディアによる裁判所の召喚状の送付及び告知にかかる費用は、申立人の負担とする。

第152条（新設） 掲示又はマスメディアによる送付及び通知の効果

掲示又はマスメディアの所定期間満了後、裁判所は当該事件を、情報、証拠及び法令に基づく審理、判決に付する。裁判所が判決した後、当該判決を、その人民裁判所、村役場及びその当事者の最後の住所に、30日間掲示しなければならない。但し、当事者において、当該掲示期間内に判決を告知され又はこれを知り、裁判所に出頭した日から20日以内に上

民事訴訟法

訴又は異議申立をする場合はこの限りでない。

第153条（改訂） 召喚状に従って裁判所に出頭する義務
召喚状を受領した者は、召喚状に記載された日時、場所に従って裁判所に出頭しなければならない。

原告若しくは〔その〕代理人又は原告側の第三者において、
召喚状を受け取っていないながら三回に渡り召喚状に従って出頭せず且つ合理的な理由を示さないときは、裁判所は事件を却下する命令を発し、原告は当該事件について訴えを提起する権利を失う。

被告若しくは〔その〕代理人又は被告側の第三者において、
十分な理由なく三回に渡り召喚状に従って裁判所に出頭しないとき又は新しい住所を村当局に知らせることなく従前の住所から逃亡したために出頭しないときは、裁判所は連行状を発行し又は被告欠席のまま判決することができる。

第154条（改訂） 当事者が召喚状に従って出頭した場合の
手続

当事者又は当事者の代理人が召喚状に従って裁判所に出頭した場合、裁判所はその当事者の事件に関して、確認を行い、
供述を録取し、説明を聞き、指示を出し又は証拠などを見る。
必要があれば、この法律の109条に定めるところに従い対質も行う。

第IX編

預入金及び裁判費用

第155条（新設） 預入金及び裁判費用

預入金とは、当事者又は第三者が、訴状又は控訴申立書を提出する際に、裁判所に預け入れるものであって、訴訟手続の便宜のために使われる。

裁判費用とは、当事者又は第三者が、訴訟手続において支払わなければならない費用であり、国に対する税金、訴訟手続に関わる費用、訴訟手続に招聘される者に対する費用及び書類又はその写し等の為の費用からなる。

第156条（新設） 預入金の徴収

裁判所は、民事訴訟の原告に対して、一度に200,000キープを超えない額を裁判所に預け入れることを指示する。
預入金は以下に使われる。

1. 召喚状の送付
2. 書類の送付及び事件記録ファイル
3. その他、民事訴訟手続において必要と判断されるものの支払い

預入金の使用は、管理帳簿を作成して事件を法廷における尋問手続に付する前に集約しなければならない。預入金に支出後の残金があるときは返金しなければならない。

預入金の徴収、管理及び支出については、別途定める。

第157条（新設） 裁判費用の徴収

敗訴者が負担する国に対する税金のほか、訴訟手続に関わる費用、訴訟手続に招聘される者に対する費用及び書類又はその写し等の為の費用は、裁判所に証拠収集を申し出る者が仮に支払う。裁判所において、情報収集、証拠の鑑定又は証人その他の関係者を召喚して出頭、供述させることが必要であると判断するときは、原告に仮に支払わせる。

控訴申立又は破棄申立をする当事者は、控訴申立費用又は破棄申立費用を負担しなければならない。控訴又は破棄審の訴訟手続にかかる費用は、申し立てる者が仮に支払う。裁判所が必要であると判断するときは、控訴又は破棄を申し立てる者が仮に支払う。

第158条（新設） 各審級における預入金及び裁判費用の徴収

第一審裁判所は、第一審裁判所における訴訟手続に関する預入金及び裁判費用並びに控訴申立費用を徴収する。

控訴審裁判所は、控訴審裁判所における訴訟手続に関する預入金及び裁判費用並びに破棄申立費用を徴収する。

破棄審裁判所は、必要な場合に、破棄審裁判所における訴訟手続に関する裁判費用を徴収する。

裁判費用を徴収する際は、金額及び使途を明記し、支払者と受領者の確認の署名の入った領収証を作成しなければならない。

第159条（新設） 人民裁判所における裁判費用の管理
人民裁判所における裁判費用の管理は各審級の書記官がこれを行う。

控訴申立費用、破棄申立費用を徴収したときは、納付・領収証を作成して事件記録に綴り、当該金員を国家予算として納付しなければならない。

第160条（新設） 裁判費用の支出

訴訟手続内における裁判費用の支出は、規則に基づき且つ当該裁判部の承認を得てしなければならない。

裁判費用の支出は、計画的、合目的的に行い、適正な納付・領収証を作成し且つ事件を法廷における尋問手続に付する前に書面による集約を完了しなければならない。

合議体は、裁判費用の支出について、第一審判決又は上訴審判決の中で詳細に判断しなければならない。

敗訴者は、第一審判決又は上訴審判決に従い、預入金及び裁判費用について責任を負う。

第X編

第一審裁判所における訴訟手続

第1章

裁判所に対する訴え及び非訟申立

第161条（改訂） 第一審として判決をする人民裁判所
地区人民裁判所及び県、首都人民裁判所は、情報、証拠及び
法律に基づき、第一審として判決をする管轄を有する。

第162条（新設） 裁判所に対する訴え及び非訟申立
人民裁判所は、以下にかかる人又は組織の訴え及び非訟申立
を審理する。

1. 紛争になっている何らかの問題の解決を求める訴え。
2. 紛争になっていない何らかの問題に関する確認又は認定を求める非訟申立。

第163条（改訂） 裁判所に対する訴え及び非訟申立の権
利

人又は組織は、紛争を解決し又は他人に侵害され若しくは争
われている自身の権利及び利益を守るために、法律に定め
るところに従い裁判所に訴える権利を有する。

人又は組織は、紛争となっていない何らかの問題、例えば死
亡、失踪、行為無能力の宣告、土地登記証紛失の確認、所有
者のいない又は不明な物の国家による没収及びその他の問
題などについて、審理のうえ確認又は認定することを求めて
非訟申立をする権利を有する。

第164条（新設） 他人の権利及び利益を守るために訴え
る権利

人民検察院又は関係国家機関は、国家又は社会の利益が、他
人又は他の組織によって争われ又は侵害されている場合に、
これを守るために訴えを提起する権限を有する。

所有者が知らない又は自ら訴えを提起できない場合に、他人
又は他の組織からの侵害又は権利主張があつて、それが甚大
な被害をもたらすときは、自身の所有物ではな
い物を占有する者、例えば賃借人、管理人、借り主もまた、
所有者と同様に、物の返還を請求し、妨害の停止若しくは障
害の除去を求め又はその他の管理のため、訴えを提起する権
利を有する。

人民検察院、青年同盟、女性同盟又は家族は、女性及び子ど
もが自ら訴えを提起することができない状況にあると思わ
れる時は、その者の権利及び利益を守るために、法令の定め
るところに従い訴えを提起する権限を有する。

第165条（改訂） 民事訴訟をもたらす事由

裁判所は、以下の事由がある場合に訴訟手続を行う。

1. 解決を求め又は権利及び利益の保護を求める人又は組
織の訴状があるとき。
2. 何らかの問題について認定することの検討を求める人
又は組織の非訟申立書があるとき。
3. 法律が認めている場合に、他人の権利及び利益を保護
することを求める人又は組織の訴状があるとき。
4. 国家又は社会の利益を守るための人民検察院の訴状が

あるとき。

第2章 検討のための訴状の受理

第166条 訴状

訴状とは、人又は組織が裁判所に提出する書面であつて、自
らの権利及び利益が他人に侵害され又は争われているため
に損害を受けている旨述べるものである。

訴状は、以下の内容を主たる要素として記載する。

1. その訴状を提出する裁判所名。
2. 原告及び被告の氏名及び住所。原告又は被告が法人で
ある場合、その法人の事務所の所在地並びに代表者の氏名及
び住所も記載する。
3. 訴状を提出するに至った原因たる出来事及び裁判所が
判決する上でその裏付けとなる証拠。
4. 事件の価額。
5. 原告の求める事項。
6. その他事件に関係する書類を訴状に添付する。

訴状には、原告又は代理人が署名又は拇印し、押印し、裁判
費用法に定めるところに従い事件に応じた預入金を納めさ
せる。代理人については、適正な委任状がなければならない。

第167条（新設） 訴状の提出

訴えを提起しようとする人又は組織は、裁判所の書式に従つ
て訴状を記載し、関係書類を添付し、管轄裁判所に提出しな
なければならない。

訴状は、原本と写しの2通を作成しなくてはならない。

第168条（新設） 訴状及び添付書類

訴状を受け取ったら、裁判所は当該訴状が裁判所の定めた規
則に従って作成されているか否か及び添付書類が所定のリス
トに照らして十分であるか否かを審査しなければならない。
適正且つ十分であると判断されたときは、裁判所は当該
事件が自身の管轄にあるか否かを確認し、自身の管轄にない
ときは、裁判所は〔訴状を〕返却し、管轄を有する裁判所に提
出するよう指示する。さらに、裁判所は裁判所に提出された
事件が法律に定めるところに従い調停を経ているか否か確
認し、必要があれば、検討のために受理する前に調停をする
よう当事者に指示しなければならない。

第169条（新設） 添付する書類及び証拠

訴状で言及された事件に関係する書類又は証拠は、訴状とと
もに提出され、事件記録に綴られなければならない。言及さ
れた書類又は証拠を提出することができないときは、裁判所
は訴状を受けとるが、その者に指示して事後に提出させ、事
件記録に綴らなくてはならない。

民事訴訟法

第170条(改訂) 訴状の不受理

裁判所は、以下の場合には訴状を検討のために受理しない。

1. 訴えにかかる問題が、未だ法律に定めるところに従い調停を行っていないとき。
2. 商事の紛争であって、契約で定めるところに従って経済紛争解決センター又は事務所での調停を経ていないとき。
3. 当該裁判所に訴えにかかる問題を検討する管轄がないとき。
4. 訴状が、行為能力を有しない者又は代理権を有しない者によるものであるとき。
5. 訴状が、この法律の166条に定めるところに従って作成されていないとき。

5号及び6号については、当事者は、自ら訴状を法律に照らし適切に補正したうえで、裁判所に検討のために受理してもらうことができる。

第171条(改訂) 訴状の不備 にかかる補正の指示

訴状の審査において、訴状がこの法律の166条に定めるところに従っていないことがわかったときは、裁判所は〔訴状を〕返却し、その訴状を提出した者にまず不備を補正するよう指示し、不備が完全に補正されたら検討のために受理する。

第172条(改訂) 検討のための訴状の受理

人又は組織による訴状であってこの法律の166条に照らして適正に作成されたものについては、裁判所はこれを検討のために受理しなければならない。

第173条(新設) 訴えられた者に対する訴状の告知

訴状を検討のために受理したときは、裁判所は、訴えられた人又は組織に書面で知らせて出頭させ、その者に、裁判所に答弁書を提出する期限を示しつつ、訴状の写しを渡さなければならない。

第174条(改訂) 答弁書及び反訴状

答弁書は、訴えられた者が訴状に答えて裁判所に提出する書面であり、訴状が、真実ではない、その請求している損害賠償若しくは物が真実より多い又は何らかの事実を欠くために裁判所において審理、判決をすべきでないと思われる時に、その者は、裏付けとなる証人及び証拠によって理由を示しつつ、答弁書を作成する権利を有する。

反訴状は、訴えられた者又は被告が自らの権利及び利益を守るために裁判所に提出する書面であり、訴えた者又は原告が自らに対して義務を負っていると思われる時に、裁判所に同時に検討することを求めるものである。

第175条(新設) 答弁の義務及び期限

訴えられた者は、裁判所から訴状を受け取った日から15日以内に、答弁書を裁判所に提出する義務を負う。訴えられた

者において上記期限内に答弁書を提出することができないときは、その者は期間の延長を求める権利を有し、また、その者が裁判所に出頭したときに答弁書に代えて供述の録取をすることを裁判所に求めることもできる。

第176条(新設) 第三者の訴訟手続への引き込み

訴訟手続において、当該紛争に他人の権利及び利益に係る部分があると思われたときは、裁判所は、当該訴訟手続を完全で、包括的なものに且つその問題をまとめて解決することができるようにするために、その者を訴訟手続に参加させなければならない。

第177条(改訂) 訴状又は反訴状の認諾 及び取下げ

当事者は訴状又は反訴状を、全部又は一部認諾する権利を有する。訴状又は反訴状の認諾は、裁判所において、法廷での尋問を改めてすることなく判決をする事由となる。

当事者は訴状又は反訴状を全部又は一部取り下げる権利を有する。一部取下げがあったときは、裁判所は取り下げられていない部分のみ審理、判決する。全部取り下げられたときは、離婚事件を除き、当該事件は終了となる。

訴状又は反訴状が全部取り下げられ且つ当該取下げが国又は社会の利益及び法令に抵触しないときは、裁判所は訴状又は反訴状の取下命令を出す。訴状の全部取下げがあり且つ被告の反訴状がないときは、裁判所は事件を却下する命令を出す。

訴状又は反訴状の全部又は一部取下げは、第一審の法廷における弁論の終結まですることができ。

第178条(新設) 認諾又は否認 があったときの手続

訴訟手続において、訴状又は反訴状の一部に認諾又は否認があったときは、裁判所は争点を明らかにし、未だ認めていない部分又は否認している部分について取調べを行う。原告と被告がともに認めている問題については、当該問題が国家又は社会の利益及び法令に抵触しないかぎり、裁判所は証拠を必要としない。

当事者が全部を認諾したときは、裁判所は、原告と被告を呼びだして対面させ、記録をとり、執行命令を発し、合意できないときは法令に従って審理、判決を行う。

第179条(改訂) 訴訟手続の期限

訴状を受け取ったときは、裁判所は以下の期限に従い訴訟手続を開始しなければならない。

1. 民事及び家事事件については30日以内に手続を開始しなければならない。
2. 労働及び行政に関する事件については、20日以内に手続を開始しなければならない。
3. 商事及び少年事件については、15日以内に手続を開始しなければならない。

第3章 共同の訴え

第180条（新設） 共同の訴え又は事件の併合
集団、複数名又は公共の権利及び利益の侵害が、一つの出来事であるとき〔又は〕一つの事由且つ行為に由来すると思われるときは、被侵害者らは、共同の訴状を提出することができる。共同の訴状の提出は、訴状の作成にあたり各人の結果的な損害を分けて記載し、あるいはこれをまとめて記載することもできるが、まとめて記載する場合は、各人の損害を詳細且つ事実即して分析しなくてはならない。現に手続が行われているある事件が、現に手続が行われている他の事件と同じ目的を持ち且つ関係があると思われるときは、裁判所は、便宜のため及び判決における法の適用が適正で一貫したものとなることを確実にするために、事件を併合する。
複数で訴える者は、書面で、〔その内の〕誰かを訴訟遂行の代理人として委任することができる。当該代理人による訴訟遂行は、当該訴えた者が自ら行うべき行為を除き、当事者各人が自ら行為するのと同様の効果を有する。

第181条（新設） 事件の併合の手続
事件の併合は、裁判部が処分を発して行い、共同の訴えとなる。当該処分は当事者に通知しなければならないが、当事者は〔処分に対して〕控訴する権利を有しない。

第182条（新設） 事件の分離
原告が裁判所に訴えた事件が、異なる目的、要件を持っていて、その異なる目的がそれぞれ関連しないか又は複数の被告がいてそれが情報収集にとって障害となり若しくは困難をもたらしているときは、裁判所は処分を発して当該事件を2つ又は複数の事件記録に分離することができる。当該処分は、当事者に通知しなければならないが、当事者は〔処分に対して〕控訴する権利を有しない。

第183条（新設） 事件の併合又は分離の効果
事件併合処分があったときは、全原告は一つの事件の共同原告となり、裁判所は新しい事件として事件係属させなければならない。すでに事件係属させた旧事件については、取り消されたものとする。
ある人民裁判所が、事件を移送して他の人民裁判所で併合させるときは、その裁判所は事件を移送する処分を出さなければならない且つ当該裁判所の事件係属簿から、事件票を消去しなくてはならない。
裁判所がある事件記録を分離して複数の事件記録にするときは、処分を出さなければならないが、分離した事件を事件係属させるとともに、関係する情報を分割してそれぞれの事件記録に挿入する。

第4章 事件記録の調査

第184条（新設） 事件記録の作成
裁判所に提出された当事者の訴状及び答弁書又は反訴状が法令に従い適正に作成されているときは、裁判所は規則に従って事件記録を作成して事件係属を行う。

第185条（改訂） 事件の不受理
裁判所は以下の場合には事件を検討のために受理しない。
1. 離婚事件を除き、取り下げられて、裁判所が取り下げ命令を発して却下した事件。
2. 裁判所の確定した判決のある事件。
3. この法律の201条に定めるところに従い裁判所で調停が行われた事件。
4. 訴えの時効が完成している事件。
事件を検討のために受理しない場合は、裁判部の処分を発しなくてはならない。

第186条（改訂） 事件の検討
事件として係属した後、裁判所所長は該当する裁判部の長に〔事件を〕配点し、〔裁判部の長は〕裁判官の一人に〔事件を〕配点して、調査をさせ、もって、事件を法廷における審理、判決に付する前に、事件の各争点の解決に向けて事件にかかる出来事、事件における争点及び情報、証拠を明らかにし、併せて、適正、完全、包括的且つ客観的に取調べを実施し、情報を集め、証拠を収集させる。
裁判所においてその訴訟手続の中に他の訴訟手続に関係する部分がある、すなわちその事件の判決が他の事件に影響を与え又は他の事件の結果がその事件の検討に資する部分があると思われるときは、裁判部は、関係する事件の判決を待つため、その検討中の民事事件をひとまず停止する命令を発する。

第187条 事件の調査における回避及び忌避
裁判官が当事者の一方と親戚である又は紛争を抱えているときは、当該事件の調査から回避することを求めなければならない。
その者が自ら回避しないときは、当事者はその者の事件の調査からの忌避を申し立てる権利を有する。

第188条 裁判官の回避又は忌避事由
裁判官は以下の場合に事件の調査からの回避を求めなければならない又は忌避される。
1. 以前に、当該事件の手続に証人、鑑定人、人民検察官又は書記官として参加している場合。
2. 事件の当事者の親戚〔又は〕友人である場合。
3. 直接又は間接を問わず、当該事件に利害を有している場合。

第189条（新設） 回避又は忌避の検討に関する規則
事件の調査において回避又は忌避がある場合、裁判部は回避又は忌避の事由があるか検討し、理由がある場合、裁判部の長は、事件を他の裁判官に配点して調査を行わせる。

第190条（新設） 事件の調査における初回の出頭
裁判官は、当事者を裁判所に呼び出して、事件の出来事、争点及び出来事に関する情報を確認し、もって調査及び証拠収集の基礎とする。初回の出頭は、例えば彼らの訴状、答弁書又は反訴状を補強する情報を盛り込むなどして、書面で記録を作成しなくてはならない。

第191条（改訂） 証拠収集
裁判官は、各争点を明確に解決し且つ事件において現実に起きた出来事を確定するために、事件に係る証拠を収集しなければならない。
当事者は、裁判所に情報を提供する主たる義務を負うが、必要がある場合、例えば証言を取る、現場の検証、関係機関に対する裁判所への情報提供の依頼及びその他事件に関するものなど、裁判所は自ら「これを」行うこともできる。

第192条（改訂） 証拠の精査、評価
当事者、証人の証言を取得し、関係諸機関と協力のうえ情報を収集したのち、裁判官は、事件にかかる出来事を正しく確定して関係法令が適用できるようにするため、当該情報を整理、吟味、評価して証拠へと高める。
証拠の精査、評価は証拠毎になされなければならない。また裁判所に提出された全ての証拠は、相手方当事者に知らせ且つそれに対する意見を聴取しなければならない。証拠は、その事件において基礎となるか否かにかかわらず、裁判所の判決に記載する。

第193条（新設） 事件の概要報告
当事者の取調べ及び調停を行ったのち、事件を担当する裁判官は、行われた手続、事件にかかる出来事、事件における争点、各争点を形成する証拠をまとめた事件の概要報告を書面で作成しなければならない。もって対応する人民検察院に報告し、併せて裁判部が以下の各場合に依って検討、判断するうえでの情報とする。

1. 情報、証拠が完全、包括的且つ十分であると判断されたときは、事件を法廷での尋問に付する。
2. 情報証拠が未だ完全、包括的ではなく、不十分であると判断されたときは、当該事件を担当する者に追加の調査及び証拠収集をさせる。
3. 当該事件について原告に訴える権利がない、すでに却下命令の出ている若しくは原告が訴状を取り下げている事件である又はすでに裁判所の確定判決があると判断されたときは、事件を却下する。

第5章 当事者間の調停

第194条 当事者間の調停
些細で、高額でない争い、例えば家族関係、家畜の所有権、通路の要求及びこの法律の198条に定められている争いなどは、村落調停委員会又は関係機関にまず調停を行わせ、合意できないときは、郡の司法局が、規則に基づいて教育し、和解させ、再度調停を試み、「それでもなお」調停が成立しないときは、訴状が出されれば裁判所が法律に基づいて検討する。訴状が裁判所に提出された後も、裁判部は再度当事者間の調停を行うことができる。

高額な争いについては、当事者は上記に定めるところに従って調停を行うよう求める権利を有するが、直接裁判所に訴えても良い。

第195条（新設） 裁判所における調停
裁判所は、当事者のいずれかの申立により又はそれが当事者及び訴訟手続に資すると思われるときは裁判所自身の判断により、当事者間の調停を行うことができる。裁判所における調停は、以下の原則に基づいて行われなければならない。

1. 裁判官又は裁判部は公平でなくてはならない。
2. 合意は、当事者の自発的な意思によらなければならない。強制、脅迫又はその他、当該問題に関する合意について当事者を誤解させるような手段によらずになされなければならない。
3. 裁判官又は裁判部は、社会の平穏秩序及び法令に抵触しない限り、当事者の決定を尊重しなければならない。
4. 当事者の調停における合意は、記録を作成して署名捺印をさせなければならない。

第196条（新設） 裁判所における調停の参加者
裁判所における調停は、裁判官、書記官、当該事件における原告被告又は当事者の代理人が参加しなければならない。必要があれば、裁判所は行政機関の代表者、組織の代表者又はその他の関係者を招聘して参加させることができる。

第197条（新設） 調停が許されない事件
以下の事件は裁判所において調停をすることが許されない。

1. 国家の財産を請求し又は国家若しくは社会の利益に抵触する訴え。
2. 違法に損害賠償又は財物を請求する訴え。
3. 争いの対象が、事件の当事者の所有ではない場合。
4. 絶対無効である契約の不履行に起因する争い。
5. 行為無能力者の権利及び利益に関する事件。

第198条（新設） 調停が必要的である事件

以下の事件は、裁判所に訴状を提出する前に調停を行わなければならない。

1. 動物の所有権、通路の要求、夫婦関係及び高額でない事件。
2. 土地使用権に関する争い、商事事件及び少年事件。
3. 労働に関する事件及び行政関係の事件。

当事者間の調停を行ったときは、合意できなかったか、一部合意できたか又は全部合意できたかに関わらず、記録を作成して事件記録に綴らなくてはならない。

第199条（改訂） 調停調書

村落調停委員会、郡司法局、その他の関係機関における事件の調停及び裁判所における事件の調停においては記録を作成しなければならず、当事者に署名捺印をさせて証拠とする。

村落調停委員会、郡司法局、その他の関係機関における事件の調停調書を執行することができないときは、当事者は、法律上の手続をとるために当該事件を裁判所に訴えることができる。

第200条（改訂） 当事者間の調停の効果

村落調停委員会、郡司法局、その他の関係機関における事件の調停調書は署名のあった日から効力を有する。

第201条（新設） 裁判所における調停の効果

裁判所は、調停調書を作成した日から5日以内に、裁判所における調停の結果を執行する命令を出さなければならない。当該執行命令は裁判所の確定した判決と同じ強制力を有する。

第6章**第一審裁判所における尋問手続の準備****第202条 尋問手続に向けた準備**

期日を開くにあたり、当該事件に十分な証拠がそろっているか否か、判決を出すだけの準備ができていないか否かを審査し、判決のために構成される合議体に回避する者がいないか調査、確認しなければならない。加えて、事件に、第三者に関係する部分があると思われるときは、裁判所はその者を連れてきて、事件の当事者同様手続に参加させる。

法廷における尋問手続には、当事者を参加させなければならない。但し、裁判所に出頭させる必要のない失踪者又は精神障害者はこの限りでない。子どもの事件については、父母又は未成年後見人も参加させなければならない。

期日を開く前に、書記官は、事件の当事者、第三者、証人及び召喚されたその他の者が全員来ているか確認し、併せて、期日の規則を読み上げ、これらの者に周知し、遵守させなければならない。

期日の一般規則は、この法律の218条に定める。

第203条 事件の却下

事件の却下とは、事件手続の中で、その原告に当該問題について訴えを提起する権利がないこと、当該訴えにかかる事件が既に却下命令を出され若しくは以前に裁判所の確定判決を出されたものであること又は原告が既に訴状を取り下げたことが判明したことにより、事件手続を止めることである。

事件の却下は、裁判部の命令によって行う。

却下された事件は、再度検討されることはない。

第204条（新設） 事件を法廷での審理に付さない場合

事件の調査担当者において、情報証拠を完全、包括的且十分に収集しておらず、事件が未だ明らかでないときは、裁判部は当該事件を法廷での審理に付さず、裁判部員の合意するところに従い、事件の調査担当者に更なる情報収集を継続させなければならない。

第205条（新設） 事件を法廷での審理に付する合意

事件記録において、情報証拠が完全、十分に収集され、事件における出来事を明確に特定することができるときは、裁判部は、事件を法廷での審理、尋問に付する合意をし、参加者〔及び〕期日の日時を決め、合議体の裁判官に法廷での尋問の準備を委ねる。

事件を法廷での審理、尋問に付する合意は、裁判部の合意という形で、期日を開く日の最低3日前には為されなければならない。

第XI編 期日**第1章****第一審の法廷での尋問に関する一般原則****第206条（改訂） 尋問手続**

第一審の法廷での尋問は、事件において問題となる情報、証拠を精査、吟味することを目的として、質問、聴取又は法廷に出頭している者の申立などを通して行われる。

第一審の法廷での尋問は、直接に、口頭で、公開又は一定の場合には非公開で、弁論を伴い、継続して、事件毎に合議体の交替なく行わなければならない。合議体に交替があるときは、尋問を改めて行わなければならない。

合議体の長は、期日において公平に尋問手続の指揮をとらなければならない。

第207条（新設） 当事者及び第三者の期日への参加

原告、被告又は第三者は、召喚に応じて法廷での尋問手続に参加しなければならない。原告、被告又は第三者において十分な理由があつて期日に参加できないときは、裁判所は尋問手

民事訴訟法

続を延期し、原告、被告又は第三者において召喚状を受け取っていないながら理由なく3回に渡って裁判所の召喚に従って期日に参加しないときは、裁判所は状況に応じて欠席裁判をし又は事件を却下することができる。

上記欠席裁判は、この法律の217条に定めるところに従い、面前での判決とみなす。

第208条(新設) 当事者及び第三者が参加せず行ふ尋問の手続

以下の場合には、原告、被告又は第三者が参加せずに尋問を行うことができる。

1. 参加しない原告、被告又は第三者が、裁判所にそのまま〔自分抜きで〕尋問を行うことを申し出ている場合。
2. 原告、被告又は第三者が、自らの代理人を選任し又は〔これに〕授権して参加させる場合。
3. 原告、被告又は第三者が召喚状を受け取っていないながら理由なく参加しない場合。

第209条(新設) 弁護士又はその他の保護者の参加
弁護士又はその他の保護者は、裁判所の召喚に応じて又は当事者の委任によって、尋問に参加することができる。原告、被告又は第三者が期日に参加する限り、弁護士又はその他の保護者が参加しないことは、尋問を妨げる事情とはならない。

子ども又は行為無能力者の後見人は、保護者の地位で尋問に参加しなければならない。

保護者が参加することができないときは、裁判所において尋問を延期する事由となる。

第210条(新設) 証人の参加

証人は、裁判所の召喚に応じて期日に参加して、法廷に対して詳細な説明を行う義務を負い、証人において参加することができないが、当該問題について既に証言している又は書面で証言を裁判所に送付しているときは、合議体は当該証言を、当該証人が出頭して法廷に対して述べたものとして取り扱わなければならない。

証人が期日に参加することができない場合であって、その証人が事件にとって重要であるときは、合議体は尋問を続行するか、あるいは延期するか、検討することができる。

第211条(新設) 証人の尋問の分離

当事者の申立に基づき又は合議体の判断により、それが事件全体にとって利益であると思われるときは、合議体は、証人の尋問を分離して個別に出頭、証言させることを検討することができる。

証言が終了したときは、当該証人は法廷にとどまることができ、必要があればその者は合議体に対して追加の証言をする。

第212条(新設) 鑑定人又は通訳の参加

鑑定人は、裁判所の招聘に応じて期日に参加し、その職業上の専門性に基づく意見、説明を提供しなくてはならない。鑑定人が期日に参加できないときは、合議体は尋問手続を延期するか、あるいはその者の書面による意見をもって、出頭して法廷に対して説明したものと扱い、これを続行するか、検討することができる。

通訳は、期日に参加し、任命に沿って責務を果たさなければならない。通訳が法廷に出頭できないときは、合議体は法廷での尋問を延期しなければならない。

第213条(新設) 各人民検察院の長の参加

各人民検察院の長から任命された人民検察官は、当該審級の期日に参加しなければならない。参加した人民検察職員が忌避され又は参加し続けることができないときは、裁判所は、状況に応じて尋問を延期するか、あるいは続行するか検討する。

第214条(新設) 組織及び人民の参加

事件が組織又はその管理下にある職員に関係するときは、組織は、監視のため又は法廷に対して意見を述べるため、代理人を選任して法廷での尋問手続に参加させることができる。全人民は、法廷での尋問手続の傍聴及び見学のため、期日に参加することができる。

組織又は人民が参加しないことは、尋問手続の妨げとならない。

第215条(改訂) 尋問の延期

法廷での尋問は、当事者のいずれかが、召喚状を受け取っていないため若しくは裁判所において信用することができる確かな理由によって、期日に参加しないとき、新たに証拠を請求する必要があるとき又は当該事件を検討するうえで重要な事件参加者が期日に出席していないときには、延期される。

尋問手続の延期は、弁論の終結の前に行わなければならない、書記官をして期日簿に記録させる。

第216条(改訂) 尋問の停止

尋問の停止とは、当該尋問手続に対して障害となる何らかの事情があつて、一時的に期日を停めることをいう。

法廷での尋問は、当事者の一方が行為能力を失い若しくは急病を患ったとき、当事者の一方が死亡し若しくは組織、企業が解散し、その当事者、組織若しくは企業にその権利及び義務を承継する者がいるとき又は他の事件の検討を待つ必要があるとき、例えば刑事告訴があつて、その判決が当該事件に影響を与え若しくは検討中の事件にとって利益となるときに停止する。

尋問手続の停止は、弁論の終結までにしなければならない、書記官をして期日簿に記録させる。停止している期間は、事件

手続期間の計算に含めない。

第217条（改訂） 面前での判決及び欠席裁判

面前での判決とは、破棄審における事件の検討、判決を除き、原告、被告及び第三者が事件の審理に参加して行う裁判所の判決である。

原告、被告又は第三者が期日に参加すべく召喚状を受け取っていないながら、十分な理由なく参加せず又はその〔参加しない〕者がそのまま事件の審理、判決を行うよう申し出ている場合は、当該事件の審理、判決は面前での判決であるとみなし、この場合、その者は判決に対して異議を申し立てる権利を有さず、上訴する権利のみを有する。

情報証拠が完全であって、事件に判決を下す必要があるものの、被告が事件手続を回避しているとき又は原告、被告若しくは第三者が何らかの理由、例えば召喚状がその者の手元に届かなかつたこと等により、期日に参加することができないときは、裁判所は欠席裁判を行い、その者は判決を知った日から15日以内に異議を申し立てる権利を有する。この場合、その合議体は、裁判所の事件審理の規則に従って、その者の面前で当該事件の判決をやり直さなければならない。

第218条（新設） 期日の一般原則 期日の一般原則は以下のとおりである。

1. 法廷にある者は何人も合議体に敬意を表し、法廷規則を遵守し、裁判長の警告又は命令に従わなければならない。
2. 合議体が法廷に出入りするときは、敬意を表し且つ平穏を保つため、全員起立する。
3. 期日に参加している各人において意見があるときは、まず裁判長から許可を得なければならない。健康上の問題を抱える者に対しては、裁判長は座ったまま意見を述べ又は証言することを許可する。
4. 18歳未満の子どもは期日に参加することを許可しない。但し、裁判所から許可を受けた場合を除く。
5. 法廷のビデオ撮影、写真撮影又は録音は、裁判所の許可を得なければならない。
6. 合議体の警告又は命令に違反する者は法廷から退出するよう命じられる。

期日の特別規則は別途定め、書記官がこれを開廷の前に告げる。

第219条（新設） 期日調書

期日において、書記官は参加者の証言又は意見を記録しなければならない。重要な事項については、裁判長は、書記官をして期日簿に詳細に記載させなければならない。

期日を閉じた後に、毎回、書記官は期日の記録の内容を参加者、とりわけ事件の原告、被告、第三者、証人に読み聞かせると共に、期日の記録簿に署名及び拇印をさせ、書記官もまた署名及び押印をする。

期日に参加する者が、期日の記録簿に署名又は拇印することを拒否する場合は、書記官は〔その旨を〕記録しなければならない。

期日記録簿は、上級審が検証できるように、写しを作成して事件記録に挿入する。

第220条（新設） 合議体に対する不敬

法廷において不適切な行為、例えば喧嘩をする、合議体若しくは裁判官を侮辱し、批判し、見下し又はののしるといった行為を行う者は、合議体に対する不敬であるとみなす。

第221条（新設） 合議体に対する不敬の効果

合議体に対して不敬を行う者には、以下の効果が及ぶ。

1. 不適切な行為があれば、合議体はその者を法廷から退出させる命令を発する。
2. 法廷において喧嘩、合議体又は裁判官に対する侮辱、批判、見下し又はののしりがあったときは、合議体は、期日に参加する人民検察官に対して、直接その者を裁判所に起訴するよう指示する。
3. 高度に危険な違法行為があるときは、裁判部は、法令に従った事件手続のために、対応する各人民検察院の長に報告しなければならない。

第2章開廷 手続

第222条（改訂） 期日の開始

合議体が入廷して法廷が静まったら、書記官は、期日の手続に関する準備、すなわち事件番号、事件日付、事件名、当事者及び裁判所の召喚状、招聘状に従って出頭した者としていない者について報告しなければならない。その後事件記録を合議体に渡して期日の進行を委ねる。

第223条（改訂） 開廷

裁判長が公式に開廷を宣言し、事件が審理に付されることを告げ、併せて全員、すなわち裁判長、陪席裁判官、書記官、人民検察官、鑑定人又は通訳の名前を法廷にいる者に告げ、当事者に対して忌避の権利を告知する。

第224条（新設） 法廷における忌避

事件の当事者は合議体、合議体の裁判官、書記官、人民検察官、鑑定人又は通訳の忌避を申し立てる権利を有する。合議体、合議体の裁判官、〔又は〕書記官の忌避申立があったときは、裁判長は期日を一時的に閉廷し、忌避申立の理由を検討する。忌避申立に十分な理由があるときは、合議体は、当該忌避を申し立てられた者を交替し、忌避申立に十分な理由がないときは、合議体は期日の手続を続けるが、法廷に向けて交替しない理由を説明しなくてはならない。人民検察官、鑑定人又は通訳に対する忌避申立に十分な理由があるときは、状況に応じて、合議体は事件の尋問を延期し

民事訴訟法

又は継続する。

第225条（新設） 参加者の権利と義務の告知

法廷での尋問手続を開始する前に、裁判長は、法廷に向かって、原告、被告及び事件手続に参加する者の権利及び義務、とりわけ情報、証拠の提出について、また事件に関係する事項などについて、告知及び説明をしなければならない。

第226条（改訂） 事件内容の簡潔な報告

法廷での尋問手続は事件を担当する合議体構成員による事件内容の報告から始めなければならない。その後原告又は原告側の第三者（いれば）にその訴えを確認する。その後、被告に原告の訴状を認諾するか否か意見を述べさせる。被告の反訴があるときも、同様に行う。

被告が原告の訴状を否認し又は原告が被告の反訴状を否認して、調停が整わないときは、裁判長は原告及び原告側第三者（いれば）の尋問を開始し、その後被告及び被告側の第三者（いれば）を尋問し、しかる後に証人及びその他の参加者を順番に尋問する。

第227条（改訂） 訴状又は反訴状の認諾

原告又は被告が自らの訴え又は反訴を確認した後、裁判長は被告又は原告に原告の訴え又は被告の反訴を、全部であれ一部であれ、認諾するか否認するか尋ねなければならない。訴状又は反訴状の全部を認諾したときは、合議体は尋問を行わずに審理、判決をすることができる。一部について認諾があったときは、合議体は認諾されず又は否認された部分についてのみ、審理、尋問を行う。

第228条（改訂） 訴状又は反訴状の変更又は追加

合議体が法廷に向けて事件の内容を簡潔に報告した後、合議体は、原告に訴え及び訴状記載の請求を、また被告に反訴及び反訴状記載の請求を、それぞれ法廷に向けて確認させなければならないが、原告又は被告は、なお自らの訴状、反訴状を全部又は一部取り下げ、変更し又は追加する権利を有する。

第229条（新設） 訴状又は反訴状の取り下げ、変更又は追加がある場合の手続

原告又は被告が訴状又は反訴状を取り下げたときは、この法律の177条に定めるところに従う。

原告又は被告が訴状又は反訴状を変更し又は追加したときは、合議体は当該変更又は追加の申立を、現実の理由及び法令に照らして、検討しなければならない。

第230条（改訂） 原告及び原告側第三者の尋問

被告が原告の訴状を否認し又は原告が被告の反訴状を否認し且つ調停が整わないときは、裁判長は原告及び原告側第三者（いれば）の尋問を開始し、原告が複数名いるときは、裁

判長は一人ずつ尋問する。

合議体が原告及び原告側第三者の尋問を終えたのち、被告側にも原告側が挙げた事項に対して意見を述べる機会を与える。

第231条（改訂） 被告及び被告側第三者の尋問

原告側を尋問した後、裁判長は被告及び被告側第三者（いれば）を尋問し、被告が複数名いるときは、合議体は一人ずつ尋問する。

被告の尋問は、不明確な部分又は答弁書及び供述で反論している部分に焦点を当てて行い、被告はこれらの点を説明しなくてはならない。

合議体が被告及び被告側第三者の尋問を終えたのち、原告側にも被告側が挙げた事項に対して意見を述べる機会を与える。

第232条（改訂） 証人の尋問

証人の尋問は、用意した争点の目的に従って一人ずつ行う。証人の尋問の前に、裁判長は、当該事項が事件にとって意味を持つ理由を説明すると共に、虚偽の証言に伴う責任を告知する。

その尋問において、証人は出来事又は当該事件について詳細に報告しなければならない。その後合議体は、なお明らかでない点について尋ね、あるいは以前の証言と抵触する証言やその他の事件に関係する事項について説明をさせる。

合議体が尋問を終えたあと、原告及び被告又は当事者の保護者に、証人に対して追加で尋ねる機会を与えなければならない。

第233条（新設） 物的証拠の提出

裁判所の判断により又は当事者の申立により、合議体は、事件の出来事を明確にするために、当事者をして、物的証拠を持ってきて提示させ又は法廷に対して確認させる。

第234条（新設） 文書の証拠の提出

法廷における文書の証拠の提出は以下の方法による。

1. 尋問に参加していないがその証言を提出している者については、合議体はその者の当該証言を法廷に向けて読み上げなければならない。
2. 尋問における証言が以前の証言と抵触するときは、合議体はその者に説明させる。
3. 証拠として提出された書類であって、不明確である又は疑いがあるものは、説明がなされなければならない。
4. 事件に関係するその他の書類は、当事者の申し出による。

文書の証拠であって国家の秘密、公的な秘密又は個人の秘密であるものについては法廷に向けて提示しない。

文書の証拠の提出は、法廷における当事者の物的証拠の場合も同様であるが、書記官を通じて提出させる。

第235条（新設） 人的証拠の提出

原告、被告は、それまで事件手続に参加していない者について、合議体に尋問を行わせるため、法廷に対して人的証拠の申立をする権利を有する。

その者の尋問は、この法律の232条に定められているところに従い、証人の尋問と同様に行う。

第236条（新設） 鑑定人又は関係する組織の意見の聴取
尋問手続において、鑑定人が参加しているときは、証拠等の提出の後、合議体は、鑑定人に対して、鑑定の結果のうち疑問のある点について、その専門的知見に基づく意見を求める。

事件に関係する組織の代表者が、その職員又はその管理下にある者の権利及び利益を保護するために参加する場合、合議体は当該組織の代表者に、法廷に対して意見を述べさせる。

第3章 弁論

第237条（改訂） 当事者による弁論

当事者の弁論とは、事件の事実に関して、法廷において、原告と被告の間で論争のようにして意見を出すことである。

合議体は、事件の証拠を法廷に対して提示し、その後原告と被告に加え、それらの保護者（いれば）の間の弁論を開く。原告と被告は、自ら持っている自己に有利な書類又は証拠などを持参して、追加で合議体に対して提出することができる。合議体は、原告及び被告に対して質問する場合は、公平で、合理的且つ端的でなくてはならない。

弁論においては、事件において適正さと真実が追求されるよう、双方をして相手に応える意見を述べさせる。

第238条（改訂） 弁論の順番

尋問が終了したら、合議体は、疑い又は争いが残る点についてまとめて、法廷での弁論に提示し、原告側、被告側、第三者の順番で「弁論を」行わせなければならない。各人は確認の為に証拠を提示し又は疑い若しくは争いが残る点について説明をする。

合議体は、なお齟齬があると思う情報証拠について、法廷における弁論に追加で提示することができる。

第239条（新設） 弁論の範囲

当事者による弁論及び説明は、時間を制限しないが、争点の範囲にとどまるように弁論を指揮しなければならない。当事者が事件に関係しない問題に関して意見を述べ又は証拠を出すときは、合議体は、事件の問題に戻すよう指揮しなければならない。

第240条（新設） 当事者による最終意見の陳述

当事者が情報証拠を全て、明確な形で提出したときは、合議

体は原告側及び被告側にそれぞれの訴状及び答弁書又は反訴状を総括させ且つ裁判所に提出した情報証拠について、全てであるか、まだ提出していない追加証拠があるか最終意見を陳述させる。これらは全て、裁判所の審理、判決が適正で公正であることを確保するためである。

第241条（改訂） 人民検察官の意見

尋問を経て、情報、証拠が完全、包括的であると判断されたときは、合議体は、弁論を閉じ、人民検察官が参加しているときは、その責任を負う範囲内で、事件に関して意見を述べるよう指示し、その後裁判長が、密室で事件の検討、判断を行うため、期日の一時的な閉廷を宣言する。

第4章

密室での検討及び判決言渡

第242条（改訂） 密室での検討

合議体のみが、密室での事件の検討に参加することができる。

密室での事件の検討は、判決を適正で公正なものとするべく、主として法廷での尋問手続の結果に基づいて、詳細、包括的、完全且つ客観的に行わなければならない。

合議体は、現実の情報、証拠及び法的根拠に基づいて、確信を持って且つ独立して、争点、訴えている点又は反訴している点をそれぞれ検討するとともに、事件記録内の証拠を精査し評価する。

第243条（改訂） 密室での意見表明

密室での意見表明は、多数決によるものとし、経験の少ない者から先に意見表明及び投票をし、裁判長の意見表明及び投票は最後に行う。

多数意見に賛成しない者は、控訴又は破棄申立があった場合の上訴審での検討のために、自身の意見を書面で表明して事件記録に残す権利を有する。

第244条（新設） 密室での検討の記録

密室での検討は、記録を作成しなくてはならない。裁判長は、陪席の1人に、合議体の各人の意見、結論及び投票について記録させ、併せて各自に当該記録に署名をさせる。

第245条（新設） 第一審裁判所における審理、判決の範囲

第一審裁判所は当事者の訴え又は「非訟」申立に沿って、情報証拠及び法律に基づいて審理し、判決する。当事者が提起した各問題について、合議体は検討を行わなければならない。当事者が提起しないいかなる問題についても、合議体は審理、判決を行わない。

民事訴訟法

第246条（新設） 判決における意見の起案

事件を担当する裁判官は、事件の出来事、中身及び当事者の提起するそれぞれの点に対して下した意見に沿って、判決を起草しなければならない。合議体は、当事者が理由を示しているか否かにかかわらず、その提起した全ての事項に対して、情報証拠に基づき且つ関連する法律の条文を適用しつつ、詳細に意見又は判断を下さなければならない。

第247条（改訂） 判決の言渡し

密室での事件の検討の後、合議体は判決を公開の法廷で宣言しないし読み上げなければならない。

判決を読み上げる前に、判決を聞かせるために、事件の当事者を合議体の面前に立たせなければならない。但し、健康がすぐれないとして合議体から許可を得た者はこの限りでない。

裁判長が、判決のうち判断の部以降を読み上げる。

第248条（改訂） 判決言渡の延期

密室での事件の検討がまとまらず又はその日に判決の言渡しをすることができない何らかの理由があるときは、合議体は別の日を定めて〔判決言渡を〕延期するが、7日を超えることはできない。

判決言渡の延期は、合議体が事件を密室での検討に付した後はこれを行うことができない。

第249条（新設） 第一審裁判所の判決

裁判所はラオス人民民主共和国の名の下に判決を下す。

裁判所の判決は表題部、事件内容の部、判断の部及び結論の部（主文）からなる。

表題部には、第一審裁判所の県、特別市又は地区、判決番号、合議体、書記官及び人民検察職員の氏名、事件の番号及び日付、法廷での尋問の日時、当事者の情報、事件における争い及び裁判所の管轄について言及しなければならない。

事件内容の部には、原告の訴状並びに被告及び第三者（いれば）の答弁書又は反訴状の概要を、その法的意味を持つ出来事、違反及び問題に関して裁判所に求める事項を取り上げつつ、記載しなければならない。

判断の部には、事実としての出来事を詳細に確定し、原告、被告及び第三者が提起する各問題に、情報、証拠に基づいて且つ関連法を適用することによって、明確な理由付けを行う。

結論の部には、当事者の参加不参加（出席か欠席か）、各問題に判断を下した結果導かれる結論、税金（印紙代）又はその他の裁判費用及び控訴又は異議申立の権利について記載しなければならない。

判決は、2部作成し、1部は控えとし、もう1部は事件記録に綴る。当事者又はその他の関係機関が必要とするときは、写しを作成して書記官が認証する。

第250条 第一審裁判所における判決の種類

第一審裁判所における事件の判決には以下の種類がある。

1. 原告の訴状又は被告の反訴状に十分な理由がないと判断したときは、裁判所は、原告の訴状又は被告の反訴状を棄却する判決をしなければならない。

2. 原告の訴状又は被告の反訴状に十分な理由があると判断したときは、裁判所は次のような判決を行わなければならない。

－被告をして、原告に対し、事件に応じて損害、違約金又は物的拡大損害を払わせ、また反訴状についてはその逆を行う。

－使用貸借の場合、被告をして、原告に対し、例えば乗り物、動物といった財物を返還させ、また反訴状についてはその逆を行う。

－消費貸借の場合、被告をして、原告に対し、元金及び利息（あれば）を返還させ、

また反訴状についてはその逆を行う。

－賃貸借の場合、被告をして、原告の土地又は家から立ち退かせ、また反訴状についてはその逆を行う。

－原告及び被告の夫婦関係を断ち切る。

－被告をして、養育費、慰謝料を払わせる。

－当事者の一方をして、一部を仮に履行させる。

－及びその他。

判決を下した第一審裁判所は、判決を下した日から20日以内に、判決正本の作成を完了させなければならない。

第251条（改訂） 仮執行 判決

仮執行とは、損害を軽減するため、〔又は〕当事者の緊急の必要性から、裁判所の判決の一部を当該判決が確定する前に執行することである。

緊急の場合、被告が原告の訴えを認めている場合又は原告が被告の反訴を認めている場合であって、裁判所の判決がその一部を先だって仮執行するよう宣言しているときは、執行のために直ちに当該地域の判決執行局又はユニットに送付しなければならないが、控訴を妨げない。

第252条（新設） 判決への署名

裁判長及び書記官は判決に署名しなければならない。何らかのやむを得ない事由によって裁判長又は書記官が判決に署名することができないときは、その者の氏名を判決に印字して、委任を受けた書記官が認証の署名をする。

第253条（新設） 当事者に対する判決の要点の作成

事件に判決を下した第一審裁判所が、この法律の250条が定める期限にしたがって判決正本を作成することができないときであって、当事者から求めがあるときは、期日簿に記録されているところにしたがって判決の要点を作成し、裁判長が署名をして当事者に事前に送付する。

第254条（新設） 判決内の間違いの訂正

印字、数の計算及びその他の技術的な間違いがあるときは、訂正しなければならないが、当該訂正は事件の事実及び判決の効果に影響を及ぼすものであってはならない。

判決の訂正は、当該裁判長の処分で行い、直ちに関係する当事者、各人民検察院の長又は判決執行関係の職員に送付しなければならない。

第255条（新設） 欠席裁判における判決の告知

欠席裁判があったときは、第一審裁判所は当事者を呼び出して告知し、判決告知にかかる記録を作成するとともに、その者に対して異議申立及び控訴申立の権利を告知しなければならない。

裁判所が、当事者に対して出頭して判決の告知を受けるよう3回にわたって召喚状を送付したにもかかわらず、当事者が村当局又はその他の関係機関による証明のある理由によらず出頭しないときは、裁判所は当該事件記録を執行に又は控訴若しくは異議申立があるときは審理のために控訴審裁判所に、それぞれ送付することができる。

当該当事者が、村当局の承認を得て従前の住所から転居しているときは、裁判所は、この法律の149条及び150条に定めるところにしたがい、掲示又はマスメディアを通じた告知を行う。

第256条（新設） 欠席裁判に対する異議申立がある場合の手續

当事者が欠席裁判に異議申立を行い、裁判所に、その者の面前で審理、判決をやり直すよう求めるときは、当事者は、当該裁判所の所長宛に、従前の合議体をして、第一審裁判所の事件審理の規則に従って再度その者の面前で検討させることを求める異議申立書を提出しなければならない。

当該欠席裁判は、新しい判決によって取り消される。

第257条（新設） 控訴申立がある場合の手續

判決の告知を受けた後、事件の当事者は、第一審として判決をした裁判所に対して、控訴申立を予約し又は控訴申立書を提出して控訴を求める権利を有する。

第一審裁判所は、裁判所の書式に沿って控訴申立書を審査し、併せて当該控訴が控訴期間の定めにも照らし適正であるか否か確認しなければならない。控訴申立書の内容に不完全又は不適切なものがあるときは、第一審裁判所は、控訴申立人に対して、当該不備を補正するよう指示しなければならない。適正であると判断されたときは、控訴申立書を受け取り、相手方当事者に告知しなければならない。

第一審裁判所は、控訴期間が経過しているときであっても控訴申立書を受け取らなければならない。しかし、裁判所は当事者に控訴申立書の提出が遅れた理由を明らかにさせなければならない。併せて、当事者に、期間を過ぎて控訴申立書を

提出することの効果の説明して理解させなければならない。控訴の予約又は控訴申立書の提出があったときは、裁判所は、判決を行った日又は判決を告知した日から23日以内に、事件記録を控訴審裁判所に送付しなければならない。

第258条（改訂） 控訴されない第一審判決

地区人民裁判所並びに県人民裁判所、首都人民裁判所及び少年裁判所の第一審判決であって、控訴又は異議申立期間内に、当事者によって控訴されず又は各人民検察院の長によって異議申立をされないものは、確定したものとする。

第一審裁判所は、当該事件記録を、判決を行った日又は判決を告知した日から23日以内に該当する判決執行局又はユニットに送付しなければならない。

第XII編

控訴審裁判所における訴訟手續

第1章

第一審の裁判に対する控訴及び異議申立の権利

第259条（改訂） 控訴審として判決する権限を有する裁判所

県、首都人民裁判所は、地区人民裁判所が第一審として判決した事件で当事者から控訴され又は各人民検察院の長から異議申立をされた事件について、情報、証拠及び法律に従って、控訴審として判決をする権限を有する。

地域人民裁判所は、県、首都人民裁判所及び少年裁判所が第一審として判決した事件であって、当事者から控訴され又は各人民検察院の長から異議申立をされた事件について、情報、証拠及び法律に従って、控訴審として判決をする権限を有する。

第260条（改訂） 控訴又は異議申立をする権利を有する者

原告、被告又は事件当事者のいずれかの側の第三者は、裁判所の命令、処分及び判決に対して控訴する権利を有する。

各人民検察院の長は、違法な又は理由が不十分な判決に対して異議申立をする権利を有する。

第261条（改訂） 第三者の判決に対する異議

第三者による判決に対する異議は、状況に応じて欠席裁判又は通常事件の手續きと同様に行う。

第三者が事件手續に最初から参加しておらず、事件が控訴審手續中であるときは、その者は、自身の正当な権利及び利益を侵害する第一審判決を取り消し、その者の面前で改めて審理、判決するよう、異議を申し立てる権利を有する。

第262条（改訂） 控訴及び異議申立の期間

当事者及び各人民検察院の長は、裁判所の第一審判決に対し

民事訴訟法

て、面前又は面前とみなされる場合は判決の日から、欠席の場合は判決を知った日から、それぞれ20日以内に控訴及び異議申立をする権利を有する。

裁判所の命令又は処分に対する控訴申立については、命令又は処分を知った日から7日の控訴期間に服する。

控訴申立をする当事者は、法令に従い、預入金及び控訴費用を払う。

第263条(新設) 控訴申立

控訴は、第一審として判決をした裁判所に対して、控訴申立を予約し又は控訴申立書を提出して行う。

当事者は、第一審判決の情報、証拠に関する問題又は法律上の問題であって、自身が納得できないもの又は第一審裁判所に対し訴え、[非訟を]申し立て若しくは反訴したものの検討されなかったものについて、控訴申立をすることができる。当事者が第一審裁判所に対して訴えず、[非訟を]申し立てず又は反訴しなかった問題については、控訴審裁判所は検討しても検討しなくてもよい。控訴審裁判所において、当該問題に関する控訴申立に理由があると判断したときは、当該問題を検討させるべく、記録を第一審裁判所に差し戻す判決を行う。

仮執行判決、調停結果の執行命令、精神障害者、解散する法人、夫又は妻及び子どもに対する裁判所の強制措置命令並びにその他の裁判所の一時的な強制措置命令は、控訴することができない。

第264条(新設) 控訴申立書の記載事項

控訴申立書は、以下の内容を主たる要素として記載しなければならない。

1. 控訴申立人の氏名、年齢、職業及び住所。
2. 控訴申立にかかる判決番号。
3. 控訴を申し立てる点並びにその理由及びそれを裏付ける証拠。
4. 控訴申立書を提出する年月日及び署名。

第265条(改訂) 控訴申立書又は異議申立書の提出にかかる規則

命令、処分及び判決に対する控訴又は異議申立をするときは、当事者又は各人民検察院の長は、第一審として事件の判決を行った裁判所を通じて、控訴審裁判所に対して、その控訴申立書又は異議申立書を提出しなければならない。

第一審裁判所が判決に対する控訴申立書又は異議申立書を受け取らず又は受け取りに時間がかかるときは、当事者又は各人民検察院の長は、控訴申立書又は異議申立書を直接控訴審裁判所に提出する権利を有する。

控訴申立期間の後であっても、控訴申立書又は異議申立書を受け取った第一審裁判所が、事件記録を控訴審裁判所に送付するのに遅れ、期間を経過したものであるときは、当事者又は各人民検察院の長は、控訴審裁判所に対して、当該事件を

検討するよう求める権利を有する。

第266条(改訂) 控訴申立書又は異議申立書を取り下げる権利

当該控訴審裁判所の法廷における弁論終結まで、事件の当事者、第三者又は各人民検察院の長は、自らの控訴申立書又は異議申立書の全部又は一部を取り下げる権利を有する。控訴申立書又は異議申立書を取り下げたときは、事件の当事者、第三者又は各人民検察院の長は、再度控訴を申し立て又は異議を申し立てる権利を有しない。

第267条(新設) 控訴申立書を取り下げる場合の手続

第一審裁判所の命令、処分又は判決に対して控訴を申し立てた者が、控訴申立書を取り下げようとするときは、取下申立書を作成し、当該人民裁判所に検討してもらうよう提出しなければならない。但し、法廷における取下げは、書記官にこれを記録させる。

控訴の取下申立書を受け取ったときは、当該人民裁判所はこれを検討しなければならない。当該取下申立が法律又は国家若しくは社会の利益に抵触しないときは、それが控訴申立の全部取下げであるときは、裁判所は当該控訴申立書の取下処分を出して事件記録を執行へと送付しなければならない。

控訴申立書の一部取下げの場合は、裁判所は取り下げられていない部分について検討する。

当事者の異議申立書の取下げについては、控訴申立書の取下げと同様に行う。

第268条(改訂) 控訴又は異議申立の効果

判決に対する控訴又は異議申立は、控訴又は異議申立をされた判決の執行を停止する事由となる。但し、仮執行判決については、そのいずれかの部分や事項について控訴申立があったとしても、執行へと送付されなければならない。裁判所の強制措置の適用に関する命令、処分に対する控訴又は異議申立は、事件手続を停止する事由とならない。

第2章

控訴審裁判所における事件の検討

第269条(新設) 控訴審としての検討のための事件の受理

控訴又は異議申立が、期限内に且つ控訴申立の規則に従って行われたときは、控訴審裁判所は、事件を受理し、規則に従って控訴審として検討する。裁判部の長は、事件記録を裁判官に渡して、法廷における尋問の準備のために、調査をさせる。

第270条(新設) 期限を徒過した控訴申立書の検討

控訴審裁判所において、控訴申立書又は異議申立書が控訴の

期限を徒過しているにもかかわらず、控訴審の裁判部は、当該事件を検討のために受理しない旨の判決を行い、当該事件記録を第一審裁判所に送付し、執行へと送付させる。但し、規則に従った控訴申立の予約があるときはこの限りでない。控訴期間を経過したことによる、事件を検討のために受理しない旨の判決に対しては、破棄申立をすることができない。

第271条（新設） 控訴審裁判所における事件の調査
控訴審裁判所における事件の調査は、主として控訴申立のあった問題について、情報、証拠及び法律上の問題に焦点を当てて精査する。

第272条（新設） 控訴審裁判所における追加証拠の提出
当事者は、証拠と事件の出来事との詳細な関係及び当該証拠を第一審裁判所に提出しなかった理由を書面で示して、控訴審裁判所に対して追加証拠を提出する権利を有する。
控訴審裁判所は、当該情報、証拠を検討に付さなければならず、その証拠が重要なものであると判断されたときは、控訴審裁判所は第一審裁判所の判決を破棄する判決を出さなければならず、その後、事件記録をその追加提出された証拠とともに第一審裁判所の従前の裁判部に送付して改めて検討させる。

第273条（新設） 控訴審裁判所の検討の範囲
控訴審裁判所は、情報、証拠及び法律に関する問題であって、第一審裁判所が判決をし、控訴又は異議申立をされたものを検討する。
第一審裁判所が未だ審理、判決していない問題又は当事者が控訴していない問題については、控訴審裁判所は控訴審として検討に付することができない。

第274条（新設） 人民検察院に対する事件記録の送付
控訴審裁判所は、事件記録を詳細且つ完全に調査したあと、
〔人民検察院が〕その役割
に応じた監督を行えるよう、事件の出来事の要約を作成し、事件記録とともに当該要約を該当する人民検察院に送付しなければならない。
人民検察官は、事件記録を受け取ってから30日以内に事件記録の精査を完了しなければならない。その後、法廷における審理のために〔事件記録を〕控訴審裁判所に返却する。

第3章

控訴審裁判所における尋問手続

第275条 控訴審裁判所の期日に参加する者
控訴審裁判所は、期日に参加させるべく当事者を召喚しなければならない。
人民検察官は控訴審裁判所の期日に参加する権利を有する。

当事者は、弁論の終結まで、証人が期日に参加して証言することを申し出、あるいは追加証拠を提出する権利を有する。

第276条（改訂） 控訴審裁判所における尋問の規則
控訴審裁判所における尋問手続の規則は、この法律の222条から241条に定める第一審裁判所における尋問の規則に従う。

裁判長が規則に沿って開廷を宣言し、事件を担当する合議体構成員が報告を行ったら、裁判長は、期日に参加している控訴申立人又は人民検察官に、その控訴又は異議申立の理由を法廷に向かって述べさせる。

法廷での尋問は控訴又は異議申立のあった問題に特化しなければならない。

追加証拠の提出があったときは、合議体は人民検察官及び期日の各参加者に知らせ、当事者をして当該証拠について説明させなければならない。弁論を終結して、人民検察官の意見を聞いた後、裁判長は、密室で事件の検討、判断を行うため、期日の一時的な閉廷を宣言する。

密室での検討、判決の起案及びこれに下す意見、法廷における判決言渡し及びその延期については、第一審裁判所における規則に従う。

第277条（新設） 控訴審裁判所における判決
控訴審裁判所の合議体はラオス人民民主共和国の名の下に事件の判決を下す。

控訴審裁判所の判決は、表題部、事件内容の部、手続概要の部、判断の部及び結論の部（主文）からなる。

表題部、事件内容の部及び判断の部は第一審判決のものと同様である。

手続概要の部には、それまでの事件手続の流れ、例えば判決、控訴申立等を記載する。

結論の部には、当事者の参加不参加（出席か欠席か）、手続概要、事件内容、各問題に判断を下した結果、税金（印紙代）又はその他の裁判費用及び破棄申立又は異議申立の権利について記載しなければならない。

判決は、2部作成し、1部は控えとし、もう1部は事件記録に綴る。当事者又はその他の関係機関が必要とするときは、写しを作成して書記官が認証する。

第278条 控訴審裁判所の判決の種類

控訴審裁判所における判決には以下の種類がある。

1. 控訴申立の規則に従っていない場合、控訴申立書又は異議申立書を受理しない。
2. 控訴申立書又は異議申立書を棄却し、第一審裁判所の判決全部を承認する判決を行う。
3. 第一審裁判所の判決を一部又は全部変更して新たな判決を行う。
4. 判決を破棄し、事件を第一審裁判所に差し戻して新たな合議体に、あるいは元の合議体が当事者のいずれかの申立

民事訴訟法

又は各人民検察院の長による異議申立について未だ検討していないときは元の合議体に、それぞれ検討させる。

5. 第一審裁判所の判決を、いずれの裁判所にも差し戻して再検討させることなく破棄する。

6. 破棄申立又は異議申立の有無にかかわらず一部を仮に執行する。

控訴審裁判所の判決は、情報、証拠に関する限り最終審判決とする。

控訴審裁判所は、判決を下した日から20日以内に判決書正本を3部作成しなければならない。

第279条(改訂) 判決の破棄又は変更をもたらす事由
第一審判決の破棄又は変更をもたらす事由には以下のものがある。

1. 事件の出来事の説明が不明確である場合。
2. 事件の全ての証拠を検討していない場合。
3. 裁判所の判断が、事件の実際の出来事に適合していない場合。
4. 法律の適用が正しくない場合。
5. 民事事件手続の規則違反がある場合。
6. 第一審裁判所が判断を示していながら「結論において」判決せず又は何らかの問題について検討していない場合及びその他の事由。

第280条(新設) いずれの裁判所にも差し戻して再検討させることなく判決を破棄する場合

控訴審裁判所は、以下の場合、第一審裁判所の判決を検討のうえ、いずれの裁判所にも差し戻して再検討させることなく破棄することができる。

1. 事件の当事者の一方が、手続中に承継人なく死亡した場合。
2. 事件の当事者たる法人が、手続中に承継人なく解散し又は裁判所の破産判決を受けた場合。
3. 原告に訴える権利がない事件。
4. 以前に判決が出されている事件。
5. 訴えの時効が完成している事件。

第281条(新設) 判決破棄のうえ事件記録を差し戻して第一審裁判所に再検討させる場合

控訴審裁判所は、以下の場合に、検討のうえ第一審裁判所の判決を破棄する判決を行い、事件記録を差し戻して第一審裁判所に再検討させることができる。

1. 第一審裁判所の判決が、未だ全ての証拠を検討していない場合。
2. 第一審の審理、判決の基礎となるべき重要な追加証拠が控訴審裁判所に提出された場合。
3. 第一審裁判所にとって検討の必要があるような何らかの要求が当事者からなされた場合。

4. 合議体の構成が違法であった場合。

5. 民事事件手続に関する法令違反があった場合。

第282条(新設) 第一審裁判所による再検討

第一審裁判所は、控訴審裁判所が差し戻した事件を、情報、証拠及び法律に基づいて検討し、新たに判決を下さなければならない。

第一審裁判所は、それが情報、証拠に裏付けられていると判断するときは、控訴審裁判所の判断に沿って審理、判決を行う。

第283条(新設) 当事者に対する判決の要点の作成

事件に判決を下した控訴審裁判所が、この法律の278条に定める期間に従って判決正本を作成することができなときであって、当事者から求めがあるときは、期日簿に記録されているところにしたがって判決の要点を作成し、裁判長が署名をして当事者に事前に送付する。

第284条(新設) 破棄申立又は異議申立がない場合の手続

控訴審裁判所の判決が破棄申立又は異議申立をされないときは、控訴審裁判所は、破棄申立期間が満了してから3日以内に、判決書を事件記録とともに第一審として判決を行った人民裁判所に送付しなければならないが、もって「第一審裁判所をして」該当する判決執行局又はユニットに送付させる。

第285条(新設) 破棄申立又は異議申立があった場合の手続

判決の告知を受けた後、事件の当事者は、控訴審として判決をした裁判所に対して、破棄申立を予約し又は破棄申立書を提出して破棄を求める権利を有する。

控訴審裁判所は、裁判所の書式に沿って破棄申立書を審査し、併せて当該破棄申立が破棄申立期間の定めにも照らし適正であるか否か確認しなければならない。破棄申立書の内容に不完全又は不適切なものがあるときは、控訴審裁判所は、破棄申立人に対して、当該不備を補正するよう指示しなければならない。適正であると判断されたときは、破棄申立書を受け取り、相手方当事者に告知しなければならない。

破棄申立が、法律上の問題ではなく又は事件に関係がなく、裁判所が当事者に訂正を指示し且つ当事者が破棄審の権限と責務を理解するよう説明したにもかかわらず、その者が訂正を拒み、なお従前の破棄申立のとおり主張するときは、控訴審裁判所は、法定の手続をとるために破棄申立書を受理しなければならない。

第286条(新設) 破棄申立の禁止

以下の控訴審裁判所の判決に対しては破棄申立をすることができない。

1. 被告が原告の訴えを認諾した場合において、その第一

審裁判所の判決を維持する控訴審の判決。

2. 国家所有権に関する事件。
3. 通行の許可を求める事件。
4. 価額が2000万キープを超えない事件。
5. 第一審裁判所に再度検討するよう差し戻す控訴審の判決。
6. 控訴申立が予約されながら控訴申立書が提出されなかった第一審裁判所の判決。
7. 当事者が期間を経過して控訴を申し立てた場合において、第一審裁判所の判決を維持する控訴審裁判所の判決。
8. 第一審裁判所に申し立てなかった問題であって、控訴審裁判所が検討に付したものの。

第 XIII 編

破棄審裁判所における訴訟手続

第 1 章

裁判所の判決 に対する破棄申立又は異議申立の権利

第 287 条 (改訂) 破棄審として判決する人民裁判所
最高人民裁判所は、地域裁判所が控訴審として判決をした事件であって、当事者から破棄申立をされ又は各人民検察院の長から異議申立をされた事件について、破棄審として且つ最終の法律審として判決を行う。

地域裁判所は、県、首都人民裁判所が控訴審として判決した事件であって、当事者から破棄申立をされ又は各人民検察院の長から異議申立をされた事件について、破棄審として且つ最終の法律審として判決する権限を有する。

第 288 条 (改訂) 破棄申立をする権利を有する者
原告、被告若しくは第三者であって事件の当事者である者又は各人民検察院の長は、裁判所の命令、処分及び判決に対して、破棄申立又は異議申立をする権利を有する。破棄申立をする者又は異議申立をする各人民検察院の長は、自身の破棄申立又は異議申立の理由を裁判所に説明しなくてはならない。

控訴又は異議申立をされなかった第一審裁判所の判決に対しては、破棄申立をすることができない。

第 289 条 (新設) 破棄申立

破棄申立は、控訴審として判決をした裁判所に対して、破棄申立を予約し又は破棄申立書を提出して行う。

当事者は法律上の問題についてのみ破棄申立をすることができ、当事者が事件の中身に関する問題について破棄申立を行っても、破棄審裁判所はこれを検討することはできない。

破棄申立書は、以下の内容を主たる要素として記載しなければ

ならない。

1. 破棄申立人の氏名、年齢、職業及び住所。
2. 破棄申立にかかる判決番号。
3. 破棄を申し立てる点及び法律上の根拠。
4. 破棄申立書を提出する年月日及び署名。

第 290 条 (改訂) 破棄申立期間

当事者及び各人民検察院の長は、控訴審裁判所の判決に対して、面前又は面前とみなされる場合は判決の日から、欠席の場合は判決を知った日からそれぞれ 30 日以内に破棄申立及び異議申立をする権利を有する。

控訴審裁判所の命令又は処分に対する破棄申立又は異議申立については、知ってから 10 日以内とする。

当事者が破棄申立を予約しながら控訴審裁判所に対して期限内に [破棄] 申立書を提出することができなかつたときは、[破棄審が] 当該事件の検討を開始するまで、当該申立書を破棄審裁判所に対して提出することができる。

第 291 条 (新設) 破棄申立書又は異議申立書の提出にかかる規則

控訴審の命令、処分及び判決に対して破棄申立又は異議申立をするときは、当事者又は各人民検察院の長は、控訴審として事件を検討した裁判所を通じて、破棄審裁判所に対して、その破棄申立書又は異議申立書を提出しなければならない。控訴審裁判所が判決に対する破棄申立書又は異議申立書を受け取らず又は受け取りに時間がかかるときは、当事者又は各人民検察院の長は、破棄申立書又は異議申立書を直接破棄審裁判所に提出する権利を有する。

破棄申立期間の後であっても、破棄申立書又は異議申立書を受け取った控訴審裁判所が、事件記録を破棄審裁判所に送付するのに遅れ、期間を経過したものであるときは、当事者又は各人民検察院の長は、破棄審裁判所に対して、当該事件を検討するよう求める権利を有する。

第 292 条 (改訂) 破棄申立の権利を行使する方法

破棄申立をする当事者は、法令に従い、預入金及び破棄申立費用を支払う。

破棄申立書又は異議申立書は、当該事件に控訴審として判決を下した裁判所を通じて、地域人民裁判所又は最高人民裁判所に提出されなければならない。当該控訴審裁判所は、破棄申立をする者に、破棄申立期間、破棄申立書の記載、破棄申立費用及びその者の権利などについて指示しなければならない。控訴審裁判所は、破棄申立期間が経過しているときであっても破棄申立書を受け取らなければならない。

破棄申立書又は異議申立書を受け取った後、控訴審裁判所は、その申立書を受け取った日から 7 日以内に、他方当事者に通知をしなければならない。破棄申立又は異議申立の期間が経過しているときは、控訴審裁判所は、3 日以内に、破棄申立書又は異議申立書を事件記録と共に破棄審裁判所に送

民事訴訟法

付しなければならない。

第293条（新設） 破棄申立書を取り下げる権利
裁判所に破棄申立書を提出した当事者は、自身の申立書を取り下げる権利を有する。

控訴審の命令、処分又は判決に対する破棄申立書又は異議申立書の取下げは、書面で行うべき人民裁判所にこれを提出して行う。

破棄審裁判所の裁判部は、当該破棄申立又は異議申立の取下申立書が、法律又は国家若しくは社会の利益に抵触しないときは、当該取下申立を検討に付さなければならないが、もって裁判部は当該破棄申立書又は異議申立書の取下処分を出して、事件記録をしかるべき判決執行局又はユニットへと送付しなければならない。但し他の者による破棄申立が別途ある場合はこの限りでない。

第294条 破棄申立書提出の効果

破棄審裁判所に提出された当該破棄申立書又は異議申立書は、破棄申立又は異議申立をされた判決の執行を停止する事由となる。但し、この法律の251条に定める仮執行判決についてはこの限りでない。

第2章

破棄審裁判所における事件の検討手続

第295条（新設） 破棄審としての検討のための事件の受理

破棄審が事件記録を受け取ったら、裁判部の長は、裁判官の一人にこれを渡して、判決を出す準備のために調査をさせる。

破棄申立書又は異議申立書が破棄申立の期限を徒過しているとわかったときは、破棄審の裁判部は、当該事件を検討のために受理しない旨の判決を行い、当該事件記録を第一審として判決した裁判所に送付し、もってしかるべき判決執行局又はユニットへと送付させる。

第296条（新設） 破棄審裁判所による事件の調査

破棄申立が期限内に行われたときは、破棄審裁判所は、当該破棄申立書が法律上の問題に関するものであるか否か調査、検討しなければならないが、それが法律上の問題であるときは、破棄審裁判所は、事件の出来事の認定及びその法律や手続に関する規則の適用について調査しなければならない。

法律上の問題ではないときは、破棄審裁判所は検討することができない。

事件記録を受け取ったあと、裁判官は3ヶ月以内に調査を終えなければならないが、その期間内に終えられないときは、裁判官はこの法律の30条に定めるところに従い、期間延長の申し出をしなければならない。

第297条（新設） 人民検察官への事件記録の送付

破棄審裁判所は、事件記録を詳細且つ完全に調査したあと、[人民検察院が]その役割に応じた監督を行えるよう、事件の出来事の要約を作成し、事件記録とともに当該要約を該当する人民検察院に送付しなければならない。

人民検察官は、事件記録を受け取ってから30日以内に事件記録の精査を完了しなければならないが、その後、法廷における審理のために[事件記録を]破棄審裁判所に返却する。

第298条 破棄審における事件の検討の範囲破棄審裁判所は以下について検討する。

1. 訴訟手続に関する法の適用。
2. 出来事の解釈。
3. 事件の中身及び出来事への条文、法律の適用。

第299条 法廷での尋問を開かずにする判決

情報、証拠に基づく出来事などは、控訴審裁判所が下した判決をもって最終的な判断とする。

破棄審裁判所は、取調べ及び尋問を改めてすることなく、事件記録に基づき法律に関してのみ判決する。必要がある場合、破棄審裁判所は当事者を召喚して破棄審裁判所における訴訟手続に参加させ又は事件の実際の出来事に関する調査を行うことができる。

第300条 破棄審裁判所における事件審理の規則

破棄審裁判所における事件審理の規則は、この法律の276条に定めるところに従う。

破棄審裁判所は、事件記録を受け取った日から3ヶ月以内に事件の審理を終えなければならない。

裁判長が規則に従って開廷を宣言し、事件を担当する陪席裁判官が[事件の]報告を行ったあと、裁判長は、期日に参加している破棄申立人又は人民検察官に、その破棄申立又は異議申立の理由を法廷に向かって述べさせる。

期日に当事者を召喚していないときは、担当者の報告及び人民検察官の意見を聞いたあと、裁判長は、密室で事件の検討、判断を行うため、期日の一時的な閉廷を宣言し、その後、法廷で判決を宣言ないし読み上げる。

第301条（新設） 破棄審裁判所における判決

破棄審裁判所の合議体はラオス人民民主共和国の名の下に事件の判決を下す。

破棄審裁判所の判決は、表題部、事件内容の部、手続概要の部、判断の部及び結論の部（主文）からなる。

表題部、事件内容の部及び判断の部は第一審判決のものと同様である。

手続概要の部には、それまでの事件手続の流れ、例えば判決、控訴申立等を記載する。

結論の部には、手続概要、事件内容、判決の法的な効果、税

金（印紙代）又はその他の裁判費用及び判決の強制執行力について記載しなければならない。

判決は、2部作成し、1部は控えとし、もう1部は事件記録に綴る。当事者又はその他の関係機関が必要とするときは、写しを作成して書記官が認証する。

第302条（改訂） 破棄審裁判所の判決の種類破棄審裁判所における判決には以下の種類がある。

1. 破棄申立の規則に従っていない場合、破棄申立書又は異議申立書を受理しない。
2. 破棄申立書又は異議申立書を棄却し、控訴審裁判所の判決全部を承認する判決を行う。
3. 控訴審裁判所の判決を、下級審裁判所が確定した出来事に基づきつつ法律面で一部又は全部変更して新たな判決を行う。
4. 判決を破棄し、事件を控訴審裁判所に差し戻して新たな合議体に、あるいは元の合議体が当事者のいずれかの申立又は各人民検察院の長による異議申立について未だ検討していないときは元の合議体に、それぞれ検討させる。
5. 控訴審裁判所の判決を、いずれの裁判所にも差し戻して再検討させることなく破棄する。

第303条（新設） いずれの裁判所にも差し戻して再検討させることなく判決を破棄する場合

破棄審裁判所は、この法律の280条に定める事由があるときは、いずれの裁判所にも差し戻して再検討させることなく控訴審裁判所の判決を破棄することができる。

第304条 判決破棄のうえ差し戻して控訴審判決に再検討させる場合

破棄審裁判所は、以下の場合に、控訴審裁判所の判決を破棄する判決を行い、事件記録を差し戻して控訴審裁判所に再検討させることができる。

1. 控訴審裁判所による出来事の認定が正しくない場合。
2. 控訴審裁判所において控訴されながら検討していない事項がある場合。
3. 第一審裁判所に訴訟手続に関する規則の違反があるにもかかわらず、控訴審裁判所がこれを承認する判決を行っている場合。
4. 控訴審裁判所が事件の争いを解決するにあたり法律を誤って適用している場合。
5. 法律が定めるその他の問題がある場合。

第305条（改訂） 控訴審裁判所における再検討

控訴審裁判所は、破棄審裁判所が差し戻した事件を、情報、証拠及び法律に基づいて検討し、新たに判決を下さなければならない。

控訴審裁判所は、それが情報、証拠に裏付けられており且つ

法的にも正しいと判断するときは、破棄審裁判所の判断に沿って審理、判決を行う。

第306条（改訂） 破棄審裁判所の判決に基づく判決
控訴審裁判所の新たな合議体による判決が破棄審裁判所の判決と異なる判断を下した場合で、当事者が破棄申立をしないときは、対応する人民検察院の長は破棄審裁判所に異議を申し立てる義務を負う。

その事件の再検討において、破棄審裁判所が再度同じ判断をし、事件を控訴審裁判所に再度差し戻したときは、控訴審裁判所の新たな合議体は当該破棄審裁判所の判断に拘束される。

第XIV編 判決の執行

第307条（新設） 判決の執行

判決の執行とは、侵害又は損失を被った国家、集団及びラオス国民の権利及び利益を回復するため、この法律の308条に規定する確定した裁判を適正に執行し且つ実現することである。

第308条（新設） 執行に付される裁判執行に付される裁判は以下である。

1. 地区人民裁判所又は県、首都人民裁判所における第一審の民事事件の命令、処分及び判決であって確定したもの。
2. 県、首都人民裁判所及び地域人民裁判所における控訴審の民事事件の命令、処分及び判決であって確定したもの。
3. 最高人民裁判所及び地域人民裁判所における破棄審の民事事件の命令、処分及び判決であって、いずれの審級にも差し戻して再検討させないもの。
4. 仮執行を付した判決。
5. 裁判所による調停調書の執行命令。
6. 外国の裁判所による確定した命令、処分及び判決であって、ラオス人民民主共和国の人民裁判所が承認して執行させるもの。
7. 国内の並びにラオス人民民主共和国が締結、加盟する二国間及び多国間条約に基づく場合は国外の経済紛争解決委員会による調停調書及び仲裁判断。

第309条（新設） 裁判の効力

この法律の308条に規定する確定した命令、処分、第一審判決及び上訴審判決は、あらゆる党組織、国家機関、ラオス建国戦線、大衆組織、社会組織、企業及び全国民が尊重しなければならない。関係者及び機関は厳格に履行しなければならない。

確定した人民裁判所の命令、処分、第一審判決及び上訴審判決は一切変更することはできない。但し、再審が行われる場合はこの限りでない。

民事訴訟法

第310条（新設） 裁判所の判決の執行方法

該当する判決執行官は、判決を調査して事件の当事者を呼び出し、裁判所の当該裁判について、その内容を説明するとともに、民事上の責任ないし損害賠償を負う者の現実の経済状況を踏まえて、執行期限を設定し履行を促す。

執行される者が任意に履行しないときは、判決執行官は、状況に応じて、その者の月給その他の収入から天引きする命令又はその者の財産を競売ないし清算に使うために押収し若しくは差し押さえる命令を発する。

これらに加え、判決執行官は、裁判所の裁判を実現するために必要なその他の命令を発する権限を有する。

手段、手続の詳細は判決執行法に従う。

第311条（新設） 判決執行の停止

判決執行官は、以下の場合に判決の執行を停止する。

1. 民事上の責任ないし損害賠償を負う者が死亡し、相続人がいる場合。
2. 民事上の責任ないし損害賠償を負う者が行為能力を喪失し又は精神に異常を来した場合。
3. 民事上の責任ないし損害賠償を負う者が公務で執行の地以外の地におり又は治療中である場合。
4. 民事上の責任ないし損害賠償を負う法人が解散し又は破産した場合。
5. 法律の定める期間内に再審が行われ、最高人民検察院の長による〔執行の〕停止の指示がある場合。
6. 判決執行法に定めるところに従い、各人民検察院の長による〔執行の〕停止の指示がある場合。
7. 確定した判決が現実と整合しないために、執行が不可能である場合。
8. 司法部門と調整したうえで、国会に対する救済申立がある場合。

判決の執行を停止する上記の事由がなくなったときは、執行を再開する。

第312条（新設） 判決執行の終了

判決の執行は、以下の事由がある場合に終了する。

1. 裁判所の裁判が完全に執行された場合。
2. 債権者が権利を放棄した場合。債権者が召喚を受けながら、十分な理由なく3回にわたって執行官のもとに出頭しないときは、上記同様に権利を放棄したものとみなす。
3. 執行を受ける者が死亡し、法律上その財産及び権利義務が相続されない場合。
4. 判決が変更、取下げ又は取消をされて当事者に義務がなくなった場合。

判決執行が終了したときは、判決執行官は判決執行局又はユニットの長に報告し、事件終結命令を発してもらい、当事者、人民検察官、選挙区の国会事務所及び地方当局に通知する。

第XV編 再審

第313条 検討を再開する場合の事件の受理

再審とは、当事者の請求に基づき又は最高人民検察院の長の責務により行われる手続

である。最高人民検察院の長の責務による再審は、法の適正のために行われる。

確定した命令、処分、第一審判決及び上訴審判決が再審の対象となる。

最高人民裁判所は、最高人民検察院の長が新たな情報、証拠に基づき再審を申し立てるときのみ、再審として事件記録を受け取り検討に付することができる。

最高人民裁判所のみが、再審として事件を検討する権限を有する。

第314条（新設） 検討を再開しない場合の事件の不受理

最高人民検察院の長が再審をしないと処分し又は最高人民裁判所が再審申立を棄却する判決をした事件については、法律に規定する場合を除き、当事者は再度当該問題について再審を請求することはできない。

第315条（改訂） 再審事由

新たな情報、証拠がみつかったとして再審が行われるのは以下の事由がある場合である。

1. 事件の証人による虚偽の証言、鑑定人による虚偽の意見、虚偽の通訳又は偽造証拠があり、それによって裁判が誤ったものとなった場合。
2. 裁判官又は人民検察官が一方に偏っており、事件の判決が誤ったものとなった場合。
3. 事件に関する新たな情報又は証拠があり、それが事件手続の中で申し立てられておらず且つ再審を求める者において判決の時点で当該情報又は証拠について知ることができなかった場合。
4. 判決をした時点で裁判所が知らなかったような新たな情報、証拠があることを窺わせるその他の事由がある場合。
5. 自身の正当な権利、利益との抵触があるにもかかわらず、当該確定判決の訴訟手続に参加していなかった者からの再審の申立がある場合。

第316条（改訂） 再審請求期間

当事者は、判決が確定した日から1年以内に再審の請求をすることができる。訴訟手続に参加しなかった第三者については、当該判決を知った日から起算する。

最高人民検察院の長は、法の適正のために期間の制限なく再審を申し立てる権限を有する。

第317条 再審請求書の提出

当事者又は第三者は、新たな情報又は証拠を見つけた場合、最高人民検察院に対して再審の請求書を提出する権利を有する。再審を求める当事者は、法令に従って再審請求の費用を払わなければならない。

最高人民裁判所は、最高人民検察院の長の再審申立書に基づき且つ破棄審における事件審理の規則に従って、事件を再審としての検討に付する。

第318条（新設） 再審の手続

当事者による再審請求書を受け取ったときは、最高人民検察院は当事者及び事件に関係するその他の者を召喚して再審の請求について告知するとともにその理由を説明させ、併せて情報、証拠を詳細に審査し、再審事由がないときは再審をしない旨の処分を発し、再審事由があるときは最高人民裁判所に対して再審申立を行う。

再審をしない旨の処分又は再審申立は当事者又は事件に関係する者に通知する。

再審申立書を受け取ったときは、最高人民裁判所は事件記録、情報、証拠を完全に、包括的に且つ客観的に調査、検討しなければならない。そのうえで裁判官会議の検討に付する。

第319条 再審における判決の種類

最高人民裁判所が再審として行う判決には以下がある。

1. 最高人民検察院の長による再審申立を棄却する。
2. 確定した第一審判決又は上訴審判決を破棄する。その後事件記録を第一審裁判所の別の合議体に送付し、法令に従って検討させる。

第320条（新設） 再審をしないと判断する場合の手続

最高人民裁判所が、調査のうえ再審申立に再審を基礎づけるだけの理由がないと判断したときは、最高人民裁判所は再審をしない旨の判決を下し、管轄を有する判決執行局又はユニットに事件記録を送付する。

第321条（新設） 再審をする場合の手続

最高人民裁判所は、再審をする旨の判決を下したあと、法律の定める手続に従って、管轄を有する第一審裁判所の別の合議体に事件記録を送付しなければならない。

第一審裁判所は、事件記録内の従来の情報、証拠と新たな情報、証拠を併せて、第一審裁判所における審理の規則に従って当該事件の手続を全てやり直さなければならない。

この場合、第一審裁判所の判決は、以前に各審級の裁判所における手続概要について言及しなければならない。

第XVI編

民事非訟申立がある場合の手続

第1章

民事非訟申立に関する一般原則

第322条（新設） 民事非訟申立の検討

非訟申立とは、紛争になっていないが当事者が何らかの問題について裁判所に確認又は認定を求める必要があり、裁判所は通常事件類似の手続を被告ないし相手方なしに行うものである。

第323条（新設） 申立にかかる検討の範囲

裁判所は、申立がこの法律の331条、337条、343条及び351条に定めるところに従っている場合は、当該申立を検討することができる。

地区人民裁判所は、民事及び家事に関する民事非訟申立を検討する管轄を有し、商事及び少年に関する非訟申立は県、首都人民裁判所及び少年裁判所が検討を行う権限と責務を有する。

第324条（新設） 裁判所に検討を求める申立書

裁判所に検討を求める申立は書面で行い、管轄を有する裁判所に提出しなければならない。

申立書は以下の内容を主たる要素として記載しなければならない。

1. 申立人の氏名、年齢、職業及び住所。
2. 申立人と申立にかかる出来事との関係。
3. 事件にかかる出来事の概要。
4. 裁判所に検討することを申し立てる問題。
5. 申立人の署名及び拇印。

申立人は、申立書に関係する書類、証拠を添付し、村当局の認証を得なければならない。

第325条（新設） 事件手続に参加する者

非訟申立にかかる事件手続に参加する者は、申立人、関係する機関ないし組織の代表者、証人及び第三者である。

申立人は事件手続に参加し、裁判所に対する申立について説明しなければならない。裁判所は申立にかかる問題点に関する情報又は説明のために、関係者を招聘して事件手続に参加させる。申立が国家、子ども及び行為無能力者の権利、利益に関わる場合は、人民検察官を参加させるべく招聘しなければならない。

第326条（新設） 法廷における申立の審理

裁判所は、申立にかかる審理を公開の法廷で行わなければならない。開廷の規則については第一審裁判所における通常の期日の手続と同様に行う。

合議体は申立人に意見を述べさせ、証人及びその他の関係者の尋問を行う。

合議体は、法廷で情報、証拠を審理し、人民検察官に意見を求め、その後密室での検討を行う。

民事訴訟法

第327条（新設） 民事非訟申立にかかる裁判
民事非訟申立にかかる裁判は、裁判所が判決でしなければならず、その内容として、事件にかかる出来事及び各問題点に対する〔判断の〕理由を詳細に記載しなければならない。
民事非訟申立にかかる判決は、確認のためにその審級に対応する人民検察院に送付しなければならないが、また控訴又は異議申立がないときは執行のために判決執行局又はユニットに送付しなければならない。

第328条（新設） 控訴又は異議申立
申立人、その他の関係者又は各人民検察院の長は、民事非訟申立にかかる裁判所の判決に対して、この法律の262条に定める通常の控訴に関する規則に従い、控訴又は異議を申し立てる権利を有する。

第329条（新設） 控訴又は異議申立の期間
申立人、その他の関係者又は各人民検察院の長は、裁判所の判決に対して、判決を知った日から20日以内に控訴又は異議を申し立てる権利を有する。

第330条（新設） 民事非訟申立の種類
民事非訟申立は主として以下の各種に分けられる。

1. 何人かが行為無能力者であると認定することを求める申立。
2. 何人かが失踪し又は死亡したと宣告することを求める申立。
3. 土地登記証又はその他の書類が紛失したことの確認を求める申立。
4. 債務者が逃亡した場合に裁判所に判決を求める申立。

第2章

何人かが行為無能力者であると認定 することを求める申立

第331条（新設） 何人かが行為無能力者であると認定することを求める申立書
父母、後見人又は学校若しくは関係機関の代表者は、その管理下にある者が行為無能力者であるとする認定について、審理、判決するよう裁判所に申し立てる権利を有する。
申立は書面でなければならず、裁判所の書式に従って全ての事項が書かれ且つその者が行為無能力者であると確認できる証拠書類、例えば医師団の診断書など、を添えなくてはならない。
申立人又は委任を受けた者は、管轄を有する第一審裁判所に申立書を提出しなければならない。

第332条（新設） 何人かが行為無能力者であると認定することを求める申立書の検討のための受理

申立書を受け取ったときは、裁判所はこれを検討に付さなくてはならない。但し、当該申立書がこの法律の324条に照らして不適切又は不完全であるときはこの限りでない。不適切である場合、裁判所は申立人に指示して問題の部分を修正させたいと検討のために受け取る。
申立書が適正であるときは、裁判所は事件を係属させ、15日以内に検討に付さなくてはならない。

第333条（新設） 何人かが行為無能力者であると認定する手続の規則
裁判部の長は、裁判官の一人に事件記録を渡し、情報、証拠及び医師団の診断書の精査並びに監護者及びその他の関係する証人の聴取りをさせなければならない。情報、証拠が完全且つ十分であると判断したときは、裁判官は審理、判決のために事件の出来事を要約する。

法廷における審理の規則はこの法律の326条に定めるところに従う。
事件手続中に、行為無能力者であるとして申し立てられた者が通常の状態に回復し、その旨の医師団の診断書があるときは、申立人は申立を取り下げなければならないが、裁判所は当該事件を却下しなければならない。

第334条（新設） 何人かが行為無能力者であると認定する判決
裁判所は、何人かが行為無能力者であると認定し又は認定しない判決を下す。裁判所が、何人かが行為無能力者であると認定する判決を下すときは、申立の有無にかかわらず当該判決の中でその者の後見人を定めなければならない。

第335条（新設） 何人かが行為無能力者であると認定する判決の効果
何人かが行為無能力者であると認定する判決があったときは、その者の行為、例えば契約の締結、は法的効果を有しない。

行為無能力者の財産は、その者の後見人の管理下に置かれる。当該後見人は、扶養養育又は財産が散逸しないよう維持管理するという目的の範囲内で、その財産を使う権限を有する。

第336条（新設） 行為無能力者であると認定する判決の取消
行為無能力者が通常の状態に回復し、その旨の医師団の診断書があるときは、申立人又は本人は該当する第一審裁判所に対して、行為無能力者であると認定する判決を取り消す判決を検討するよう申し立てる権利を有する。
判決取消の検討は、15日以内に完了しなくてはならない。裁判所が当該判決を取り消したときは、その者の権利は全て回復する。

第3章

何人かが失踪し又は死亡したと宣告

することを求める申立

第337条（新設） 失踪又は死亡の宣告を求める申立書
夫若しくは妻、父、母、親戚又は関係する組織は、何人かが失踪し又は死亡したとする宣告について、審理、判決するよう裁判所に申し立てる権利を有する。申立は書面で行わなければならない。裁判所の書式に従って全ての事項が書かれ且つその者が失踪し又は死亡したと確認できる書類を添えなくてはならない。

何人かが失踪したと宣告することを求める申立書については、その者が家族のもとから姿を消して2年間連絡がなく又は事故に起因して6ヶ月間音信がない旨を記載し、通報、広告又はその他の手段により探したことが確認できる書類を添付しなくてはならない。何人かが死亡したと宣告することを求める申立書については、その者が戦争又は災害で姿を消し、戦争又は災害が終わったあと捜索したものの遺体も痕跡も見えない状態が2年間続いたということについて、証人、専門家又は医学専門官による裏付けをもって確認できる証拠があることについて記載しなければならない。

申立人又は委任を受けた者は、管轄を有する第一審裁判所に申立書を提出しなければならない。

第338条（新設）何人かが失踪し又は死亡したと宣告することを求める申立書の検討のための受理

申立書を受け取ったときは、裁判所は当該申立書がその権利を有する者から提出されているか否か、当該申立書が裁判所の書式に沿っていて、その内容が完全且つ適正であり、当該申立に関する十分な情報、証拠があるか否かを確認しなければならない。申立書が不適切であるときは、裁判所は申立人に指示して問題の部分を修正させようとして検討のために受け取る。

申立書が適正であるときは、裁判所は事件を係属させ、15日以内に検討に付さなくてはならない。

第339条（新設）何人かが失踪し又は死亡したと宣告する事件の手続の規則

裁判部の長は、裁判官の一人に事件記録を渡し、情報、証拠、通報及び捜索の事実を確認できる書類について精査させなければならない。情報、証拠が完全であると判断したときは、裁判部はその者宛てに合意書を発し、3ヶ月間、マスメディア並びに管轄する人民裁判所の庁舎、村当局事務所及びその者の最後の住所地における掲示によって広告する。

掲示期間が満了したときは、裁判部は当該事件を法廷での審理、判決に付する。法廷における審理の規則は、この法律の326条に定める規則に従う。

事件手続中にその者が戻ってくるか又は申立が取り下げられたときは、裁判所は当該事件を却下しなければならない。

第340条（新設）何人かが失踪し又は死亡したと宣告する判決

裁判所は、何人かが失踪し若しくは死亡したと宣告する判決又は申立を棄却する判決、すなわち何人かが失踪し若しくは死亡したと宣告しない判決を下し、裁判所において何人かが失踪し若しくは死亡したと宣告する判決を下す場合は、判決の中でその者の財産管理人の選任について判断しなければならない。

第341条（新設）何人かが失踪し又は死亡したと宣告する判決の効果

裁判所において何人かが失踪し又は死亡したと宣告する判決を行ったときで、その者が財産を有するときは、その者の債権者は、その者の財産を公売して債務の支払いに充てるよう求める申立をする権利を有する。

その者の相続人は、法律に従って相続分を受け取る権利を有する。

その者の財産管理人は、財産の維持管理又は子（いれば）の養育のために、財産を処分する権限を有する。

第342条（新設）何人かが失踪し又は死亡したと宣告する判決の取消を求める申立裁判所において失踪し又は死亡したと宣告する判決を下された者が帰還し又は生存しているという信頼できる証拠があったときは、申立人又は本人は該当する第一審裁判所に対して、その者が失踪し又は死亡したと宣告する判決を取り消す判決を検討するよう申し立てる権利を有する。

判決を取り消すよう求める申立には、その者が生存していることが確認できる書類及び証拠を添付し、家族に連絡しなかった理由を示さなくてはならない。

何人かが失踪し又は死亡したと宣告する判決の取消の検討は、15日以内に完了しなくてはならない。

裁判所が当該判決を取り消したときは、その者の権利は全て回復する。残っている財産はその者に返還されなければならない。

第4章

土地登記証を紛失したことの確認を求める申立

第343条（新設）土地登記証を紛失したことの確認を求める申立書

土地登記証を紛失したことの確認を求める申立書は管轄を有する地区の土地管理当局を通じて提出しなければならない。申立書には、土地の履歴及び土地登記証を紛失した理由について記載し、関連する証拠書類（あれば）を添付しなけ

民事訴訟法

ればならない。

第344条（新設） 土地管理当局による調査
土地管理当局は、申立書を受け取ったら、当該土地の調査を行い、情報、証拠及び履歴を収集し、その後当該出来事に関する報告書及び意見書を作成し、申立人がこれらを土地登記証紛失の審理のために裁判所に提出する。

第345条（新設） 土地使用者に対する確認
裁判所は、土地管理当局から申立書及び情報、証拠を受け取ったら、土地使用者を召喚して証言をさせ、その者による当該土地使用者の取得について確認するとともに、土地登記証の紛失が間違いないことを確認する。

第346条（新設） 土地登記証を紛失したことの確認にかかる裁判所の検討
裁判所は、審理、判決に先立って、村当局及び関係機関とともに当該土地の検証を行い、しかる後に、3ヶ月間、土地の所在地、土地のある村の村当局事務所及び管轄する人民裁判所の庁舎に通知を掲示し又はマスメディアを通じて広告する。争い又は権利主張する者がいないときは、裁判所は当該土地登記証を紛失したことを確認する判決を下す。

第347条（新設） 土地登記証を紛失したことを確認する判決
土地登記証を紛失したことを確認する判決は、最高人民裁判所の定めるところに従い特別の構成を用いる。判決には土地の履歴及び土地登記証を紛失した理由を記載する。土地登記証を紛失したことを確認する判決は、判決の日から強制執行力を有する。

第348条（新設） 土地登記証の新しい写しの発行
裁判所が判決を行ったあと、申立人はその判決をもって土地登記証の新しい写しを発行してもらおう。管轄を有する土地管理当局は、規則に従った申請があれば、判決に従って土地登記証の新しい写しを発行しなければならない。

第349条（新設） 土地登記証を紛失したことを確認する判決に対する控訴又は異議申立
申立人は、土地登記証を紛失したことを確認しない判決に対して、判決の日から20日以内に控訴申立をする権利を有する。
土地管理当局が土地登記証の写しを発行する段階において、異議申立をする者がいるときは、その者は、検討のため、管轄の裁判所に異議申立書を提出しなければならない。
判決に対する異議申立があるときは、裁判所は土地登記証の写しの発行の差止命令を発したうえで、当該異議申立を審理、判決に付する。

債務者が逃亡した場合に裁判所に判決を求める申立

第350条（新設） 債務者が逃亡した場合に裁判所に判決を求める申立
申立が許される事件類型
裁判所は、以下の場合、債務者（被告）が手続から逃げていくものとして事件を審理、判決に付することができ、この場合当該判決は面前での判決とみなす。

1. 消費貸借契約に関して、原告が金銭の返還を求めて訴えを提起したにもかかわらず、債務者が逃げて、そのことに理由がなく又は連絡が取れない場合であって、財産を残している場合。
2. 夫婦関係に関して夫又は妻が逃げていて、そのことに理由がなく又は連絡が取れない場合。
3. 被告が逃げていて、そのことに理由がなく又は連絡が取れないその他の場合。

第351条（新設） 債務者が逃亡した場合に裁判所に検討を求める申立書
裁判所が債務者（被告）を召喚して答弁させることができず且つ債権者（原告）も被告の新たな住所を知らず、連絡を取ることができないときは、原告は、被告の参加なしに検討するよう裁判所に求める申立をすることができ、その場合、[裁判所は] この法律の354条及び355条に定める手続に従って申立を検討に付する。

第352条（新設） 被告が逃亡した場合の申立書の検討のための受理
被告が逃亡し、原告が被告の参加なしに審理、判決するよう求める申立書を裁判所に提出したときは、裁判所は当該申立書を検討のために受理しなければならない。但し、この法律の324条に定めるところに照らして不適切、不完全であるときはこの限りでない。
不適切であるときは、裁判所は申立人に指示して問題の部分を修正させる。
申立書が適正であると判断されたときは、裁判所は事件を係属させようとして検討に付さなくてはならない。

第353条（新設） 被告が逃亡した場合の事件手続の規則
裁判部の長は、当該事件を審理、判決に付する前に、裁判官の一人に事件記録を渡し、原告の訴えに基づいて情報、証拠の調査、収集をさせるとともに、父母、近親者、被告の所属機関又は村長を召喚又は招聘して裁判所で証言をさせ且つ被告を探して答弁させるべく掲示又はマスメディアによる通知をしなければならない。
審理は、この法律の326条に定める規則に従う。

第354条（新設） 裁判所の召喚状の掲示
裁判所が申立書を受け取り、原告に対する確認を終えたら、裁判所は、被告の最後の住所地、村当局事務所及び手続中の

人民裁判所裁判所庁舎に、3ヶ月間、裁判所の召喚状を掲示して、被告宛に出頭して訴状を受け取り、原告の訴状に対して答弁をするよう告知しなければならない。

第355条（新設） 親族の事件手続への参加

裁判所は被告の父母、近親者又は所属機関を召喚して被告の逃亡及び財産の詳細及びその他の関係する事項について証言をさせ、審理、判決のための情報としなければならない。必要があるときは、裁判所は被告の財産の検証を行わなければならない。

第356条（新設） 被告が逃亡した場合の判決

原告の申立に理由があり又は理由がないと判断したときは、裁判所はこの法律の250条に定めるところに従い判決を下す。

第357条（新設） 被告が逃亡した場合の判決の通知及び宣告

裁判所が原告の申立を認容する判決を行ったときは、裁判所は当該判決を父母、近親者、所属機関又は村長であって欠席した者に対して通知し、しかる後に、当該判決を、30日間、財産の所在地、村当局事務所、関係機関及び被告の最後の住所地に掲示する。

第358条（新設） 被告が逃亡した場合の判決に対する控訴又は異議申立原告は、判決を知ってから20日間、控訴又は異議申立をする権利を有する。

被告は、掲示期間の30日間及び掲示期間満了後20日間、控訴又は異議申立をする権利を有する。当該期間内に控訴又は異議申立がない場合、当該判決は確定したものとし、3日以内に執行へと送付されなければならない。

第359条（新設） 判決に異議がある場合の再審理

判決に異議がある場合、裁判所は当該事件を新たな手続に付し、被告に答弁書を記載させて証拠とともに裁判所に提出させ、もって法定の手続を行う。

以前の証言、現場検証及びその他の関係する証拠も〔再審理における〕証拠として扱われ、規則に従って裁判所の調査、検討に付される。

第XVII編

民事訴訟手続に関する国際協力

第360条 民事訴訟手続の国際協力に関する原則

ラオス人民民主共和国の人民裁判所と外国裁判所との間の民事訴訟手続は、国家の領域における完全な独立と主権の尊重、相互の内政への不干渉、対等、相互利益並びにラオス人民民主共和国が加盟する二国間条約及び多国間国際条約の

遵守を原則とする。

当該外国との間に二国間条約及び多国間国際条約がないときは、ラオス人民民主共和国は、相互協力の原則に基づき、事件を検討の為に受理するが、ラオス人民民主共和国の憲法及び法律に抵触することはできない。

第361条（改訂） 国家間の事件の手続

ラオス人民民主共和国の人、組織若しくは企業であって外国の人、組織若しくは企業を

訴えようとするもの又は外国の人、組織若しくは企業であってラオス人民民主共和国にいる人、組織若しくは企業を訴えたいと思う者は、司法共助条約に基づいて行わなければならない。当該条約がない場合は、被告が居住する国の担当当局に事件を送付して検討してもらうべく、外務省を通じて訴状を提出しなければならない。

外国人同士の争いで、契約においてラオス人民民主共和国の裁判所で解決すべきことを定めている場合は、この法律に従うものとする。

第362条（改訂） 外国裁判所の判決の承認

ラオス人民民主共和国は、以下の場合に、在外ラオス人民民主共和国大使館、領事館又は代表組織を通じて〔受け取り〕、ラオ語に翻訳し、ラオス人民民主共和国の裁判所が承認を検討、判決するという方法によって、外国裁判所の判決を承認し且つ裁判所の判決を出す。

1. ラオス人民民主共和国が加盟している国際条約の加盟国の判決であるとき。
2. 当該判決が、ラオス人民民主共和国の主権を侵害せず且つ法律に反しないとき。
3. 当該判決が、ラオス社会の平穏及び秩序を侵害しないとき。

外国の仲裁廷の判断については、外国裁判所の判決の承認と同様に行う。

第363条（新設） 外国裁判所の判決の承認を求める申立書

外国裁判所の判決を検討、承認し、ラオス人民民主共和国で執行するよう求める申立書は、外務省を通じて提出しなければならない。その後司法省に検討、調査をさせ、その後〔司法省から〕最高裁判所に指示をして、法令に従い管轄を有する裁判所へと送付させる。

外国裁判所の判決を承認するよう求める申立書は、以下の内容を主たる要素として記載しなければならない。

1. 申立人の氏名及び住所。
2. 外国裁判所の判決によれば敗訴した者の氏名及びラオス人民民主共和国における住所。
3. 未履行のまま残されている負債の額、財物を明示した申立書。

民事訴訟法

4. 申立人の署名。

申立書はラオ語に翻訳し、公証人から適切であることの認証を得なければならない。

この場合、事件手続にかかる費用は、裁判費用に関する法律に従う。

第364条（新設） 申立書に添付する書類

申立書には以下の書類を添付しなければならない。

1. 当該外国裁判所の判決。
2. 当該判決が確定したことを証明する当該外国裁判所の書類。
3. ラオス人民民主共和国が加盟する多国間国際条約。
4. その他の関係書類。

上記書類はラオ語に翻訳して、公証人から適切であることの認証を得なければならない。

第365条（新設） 外国裁判所の判決の検討、承認手続

外国裁判所の判決を承認するよう求める申立書を受け取ったら、ラオス人民民主共和国の裁判所は、書類をまとめて事件記録を作成し、事件係属させなければならない。その後調査を担当する裁判官に渡す。

裁判所は、外国裁判所の判決によれば敗訴した者であって、ラオス人民民主共和国にいる者を召喚してこれを告知し、裁判所に対して説明をさせなければならない。

裁判所は、当該事件を、30日以内に審理、判決に付さなければならない。

裁判所は、該当する審級の人民検察院の長を招聘して、当該問題の審理に参加させなければならない。

第366条（新設） 外国裁判所の判決を承認し又は承認しない判決

裁判所は、検討のうえ、申し立てられた外国裁判所の判決を承認し又は承認しないことを判決する。

裁判所は、以下の場合には、検討のうえ、申立にかかる外国裁判所の判決を承認しないことを判決する。

1. 当該判決が未だ手続の過程にあり、確定判決ではないとき。
2. 当該外国裁判所の判決によるところの敗訴者が事件手続に参加しておらず、欠席裁判であったとき。
3. 外国裁判所が取り扱った事件が、ラオス人民民主共和国の裁判所において取り扱うべき権限を有するものであったとき。
4. 当該判決が、ラオス人民民主共和国の憲法及び法律に抵触するとき。
5. 外国裁判所の判決にその他の問題があるとき。

第367条（新設） 外国裁判所の判決の承認又は不承認の告知

ラオス人民民主共和国の裁判所が外国裁判所による判決を

検討のうえ承認し又は承認しない判決をしたときは、当該裁判所は判決を当事者及び〔対応する〕人民検察院の長に告知のため送付しなければならない。当事者が外国にいるときは、裁判所は、司法省を通じて規則に従って当該判決の送付手続をとる。

第368条（新設） 判決に対する控訴又は異議申立

当事者又は〔対応する〕人民検察院の長は、外国裁判所の判決を承認し又は承認しない旨のラオス人民民主共和国の裁判所の判決に対して、判決の告知を受けてから20日以内に、控訴し又は異議申立をする権利を有する。

当該判決に対して控訴又は異議申立があったときは、裁判所は、当該控訴又は異議申立の理由を検討させるため、事件記録を控訴審裁判所に送付しなければならない。

当該問題に関する控訴審裁判所の判決は、確定判決とし、破棄申立はできない。

第 XVIII 編 最終規定

第369条 執行機関

ラオス人民民主共和国の政府、最高人民裁判所及び最高人民検察院がこの法律の執行者となる。

第370条 発効

この法律は、ラオス人民民主共和国の国家主席が施行の国家主席令を出した日から効力を有する。

この法律は、民事訴訟法02/NA、2004年5月17日に替えて施行する。

この法律に抵触するいかなる条項及び法規も効力を有しない。

国民議会議長

パーニー ヤートトウー